

島根県報

号外第三二二号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

規 則

目 次

島根県行政組織規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の全部を改正する規則(規則第三〇号)

一 規則の概要

- 1 県政の基本的かつ重要な事項に関する方針及び総合的な調整を要する事項を審議するため、新たに「政策企画会議」を設置することとした。
- 2 地域における地域振興施策の総合調整及び地域課題に対応する施策の企画に関する事項を協議するため、新たに「地域政策推進会議」を設置することとした。
- 3 平成十五年度組織改正を次のとおり行うこととした。

(一) 本庁

部又は局	課 等	改 正 概 要
政策企画局	政策企画監室	新設
	広聴広報課	「広報課」を改組し、「広聴広報課」を設置
	統計調査課	企画振興部から移管 「統計課」を改組し、「統計調査課」を設置

総務部	営繕課	課」を設置
	消防防災課	土木部から移管
		「原子力安全対策室」を環境生活 部環境政策課から移管
地域振興部	地域政策課	新設 「地域振興室」を設置
	市町村課	総務部から移管
	情報政策課	「地方課」を「市町村課」に改称 総務部から移管
環境生活部	環境生活総務課	「県民課」を「環境生活総務課」 に改称 「NPO活動推進室」を設置
	人権同和对策課	「人権啓発室」を改組し、「人権 啓発推進センター」を設置
健康福祉部	健康福祉総務課	「長寿社会課」を「健康福祉総務 課」に改称
	青少年家庭課	「少子化対策推進室」を設置
農林水産部	農林水産総務課	「総務管理課」を「農林水産総務 課」に改称
	農業経営課	「政策推進室」を設置
	生産振興課	「農業振興課・生産指導課」を改 組し、「農業経営課」と「生産振興 課」に再編
	林業課	「林業管理課・林業振興課・森林 整備課」を改組し、「林業課」と 「森林整備課」に再編
	森林整備課	「木材振興室」を設置
水産課		「漁業管理課・水産振興課・漁港

(二) 地方機関

健康福祉部	中央病院	高度情報化センター	総務部から移管	「周産期病棟看護部」を「母性小
地域振興部	隠岐支庁	総務事務所	総務部から移管	
総務部	東京事務所	「企画振興課」を「地域振興課」に改称		
部	事務所等	改正概要		
土木部	斐伊川神戸川対策課	「道路整備課」を「道路維持課」に改称	企画振興部から移管	
土木総務課		「建設産業対策室」を設置		
企業立地課		「企業立地推進室」を課に昇格		
産業振興課		「企業振興課」を改組し、「産業振興課」を設置		
商工労働部	商工政策課	「商工企画課」を改組し、「商工政策課」を設置		
	漁港漁場整備課	「漁協合併支援室」を設置		
		課」を改組し、「水産課」と「漁港漁場整備課」に再編		

規

則

4 その他規定の整備
 二 施行期日
 平成十五年四月一日から施行することとした。

土木部	松江土木建築事務所	「第五大橋推進室」を廃止	
	浜田土木建築事務所	「浜田港管理所」を「浜田港湾管理所」に改称	
	高規格道路事務所	「高規格道路事務所」を改組し、「第五大橋推進課」を設置	
農林水産部	林業技術センター	「研究開発科」を設置	
商工労働部	浜田商工労働事務所	「総合支援室」を設置	
	産業技術センター	「窯業科・食品科」を改組し、「研究開発科」を設置	
		「浜田技術センター」を設置	
		「浜田工業技術指導所」を改組し、「浜田技術センター」を設置	
		「観光労働課」を「観光労働課」に改称	
		「総務労働課」を「観光労働課」に改称	
		「児病棟看護部」に改称	
		「指導課」を「支援課」に改称	
		「厚生センター」を廃止	
		「知的障害者更生施設」を廃止	
		「はつらつ体育館」を新設	
		「林業技術センター」を廃止	

島根県行政組織規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第三十号

島根県行政組織規則

島根県行政組織規則（昭和五十九年島根県規則第五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 政策企画会議及び地域政策推進会議

第一節 政策企画会議（第六条 第九条）

第二節 地域政策推進会議（第十条 第十三条）

第三章 本庁

第一節 部（第十四条）

第二節 出納局（第十五条）

第三節 分課（第十六条 第十九条）

第四節 職制（第二十条）

第四章 地方機関

第一節 通則（第二十一条 第二十三条）

第二節 総務部の主管に属する機関（第二十四条 第二十八条）

第三節 地域振興部の主管に属する機関（第二十九条 第三十三条）

第四節 環境生活部の主管に属する機関（第三十四条 第三十九条）

第五節 健康福祉部の主管に属する機関（第四十条 第五十六条）

第六節 農林水産部の主管に属する機関（第五十七条 第七十五条）

第七節 商工労働部の主管に属する機関（第七十六条 第八十四条）

第八節 土木部の主管に属する機関（第八十五条 第八十九条）

第九節 職制（第九十条・第九十一条）

第五章 附属機関（第九十二条）

附則

第一章 総則

第一条 この規則は、知事及び出納長の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めるものとする。

（規定事項）

第二条 前条の組織を構成する機関の設置、内部組織、所掌事務及び職制は、法令、条例又は規則に定めがあるもののほか、この規則で定める。

2 法令又は条例の規定により設けられた機関の名称、位置、所管区域等についても、必要に応じこの規則に掲記するものとする。

（機関の区分）

第三条 前条の機関を区分して、政策企画会議、地域政策推進会議、本庁、地方機関及び附属機関とする。

2 政策企画会議とは、県政の基本的かつ重要な事項に関する方針及び総合的な調整を要する事項を審議するための機関をいう。

3 地域政策推進会議とは、地域における地域振興施策の総合調整及び地域課題に対応する施策の企画に関する事項を協議する機関をいう。

4 本庁とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）（第二百五十八条第一項の規定に基づく部
- 二 法第五十八條第六項の規定に基づき置かれる分課
- 三 法第七十一条第六項の規定に基づき置かれる出納局及び課

5 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法第五十五条第一項の規定に基づく支庁及び総務事務所
- 二 法第五十六条第一項の規定に基づく行政機関
- 三 法第五十八條第六項の規定に基づき置かれる分課（本庁に置かれるものを除く。）
- 四 法第二百四十四条の二第一項の規定に基づく公の施設

6 附属機関とは、法第三十八條の四第三項の規定に基づく自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

（行政機能の發揮）

第四条 各機関は、知事の指揮監督のもとに機関相互の連絡を図り、すべて一体となって行政機能を發揮するよう努めなければならない。

(臨時又は特別の事務の組織等)
 第五条 臨時又は特別の事務でこの規則で定める組織により処理することが不適当なものについては、別に必要な組織を設け、又は職員を指定して当該事務を処理させることができる。

第二章 政策企画会議及び地域政策推進会議

第一節 政策企画会議

(設置)

第六条 政策企画会議を置く。

(構成)

第七条 政策企画会議は、知事、副知事、出納長、政策企画局長、本庁の各部長その他知事が必要と認める者をもって構成する。

(審議事項)

第八条 政策企画会議の審議事項は、次のとおりとする。

- 一 県政の基本方針に関する事項
 - 二 総合計画に関する基本的事項
 - 三 重要施策の基本的事項
 - 四 特に重要な行事に関する事項
 - 五 前各号に定めるもののほか、県政運営上知事が特に必要と認める事項
- (運営方法等)

第九条 政策企画会議の運営方法その他必要な事項は、知事が別に定める。

第二節 地域政策推進会議

(設置)

第十条 隠岐支庁及び総務事務所の所管区域ごとに地域政策推進会議を置く。

(構成)

第十一条 地域政策推進会議は、隠岐支庁長、総務事務所長その他知事が必要と認める者をもって構成する。

(協議事項)

第十二条 地域政策推進会議の協議事項は、次のとおりとする。

- 一 地域における地域振興施策の総合調整に関する事項

二 地域課題に対応する施策の企画に関する事項

三 前二号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項

(運営方法等)

第十三条 前条各号に規定する事項の調査及び研究等を行うため、地域政策推進会議に地域振興プロジェクトチームを置く。

2 地域政策推進会議の運営方法その他必要な事項は、知事が別に定める。

第三章 本庁

第一節 部

(名称)

第十四条 島根県部設置条例(平成十五年島根県条例第十六号)第一条の規定により置かれた部は、次のとおりである。

- 政策企画局
- 総務部
- 地域振興部
- 環境生活部
- 健康福祉部
- 農林水産部
- 商工労働部
- 土木部

第二節 出納局

(設置)

第十五条 出納長の権限に属する事務及び知事の権限に属する事務を処理させるため、出納局を置く。

第三節 分課

(設置及び内部組織)

第十六条 次の表の上欄に掲げる部及び局にそれぞれ同表の中欄に掲げる課又は室(以下この項及び次項、第十八条並びに第十九条において「課等」という。)を置き、同欄に掲げる課等にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

環境生活部		地域振興部										総務部										政策企画局				部又は局																												
景観自然課	国際課	文化振興課	人権同和对策課	環境生活総務課	土地資源対策課	交通対策課	情報政策課	市町村課	地域政策課	消防防災課	営繕課	管財課	税務課	財政課	職員課	人事課	総務課	統計調査課	広聴広報課	秘書課	政策企画監室	課等	係																															
景観づくり推進係、自然保護係、自然公園係		国際企画係、国際交流係		文化振興係		調整係		土地計画係、土地審査係		総務係、予算経理係		行政係、選挙係、財政係、税政係		総務係		消防係、防災係、保安係、防炎情報係		営繕係、機械設備係		企画係、建築第一係、建築第二係、電気設備係		管理調整係、公有財産係、庁舎管理係		管理納税係、課税係、税務電算係、自動車税管理係		管理係		第四係		予算第一係、予算第二係、予算第三係、予算第四係		職員係、人事係、給与係		管理係、保健係		公開係、学事係		総務係、予算経理係、法令係、文書係、情報係		農林係、生活消費係		情報企画係、調査分析係、人口労働係、商工		総務係、秘書係										
農林水産部										健康福祉部																																												
水産課	森林整備課	林業課	農地整備課	農村整備課	畜産振興課	生産振興課	農業経営課	農林水産総務課	薬事衛生課	障害者福祉課	青少年家庭課	高齢者福祉課	健康推進課	医療対策課	健康福祉総務課	廃棄物対策課	環境政策課	係																																				
調整係、漁場管理係、栽培漁業係、資源普及係、経営流通係		推進係、治山係、林道係		森林計画係、林地保全係、森林育成係、間伐		ふれあい係、普及特用林産係		流域管理係、森林組合係、公有林係、森との		水利整備係、防災係、農道整備係		総合整備係		用地管理係、企画係、調査係、農村環境係、		畜係、草地飼料係		畜政係、衛生環境係、肉用牛係、酪農中小家		特作係、果樹花き係		総合支援係、構造改善係、水田農業係、野菜		農地調整係、農業金融係、農業団体係		総務係、予算経理第一係、予算経理第二係		品衛生係		営業指導係、薬事係、水道係、感染症係、食		企画調整係、在宅福祉係、施設福祉係、精神		保健福祉係		児童育成係、保育係、家庭福祉係		施設福祉係、在宅福祉係、いきがい支援係、		援護恩給係		地域保健係、母子難病係、健康増進係、国保		指導係、老人医療係、医療指導係		医療計画係、地域医療係、医事看護係		総務係、予算経理係、社会福祉係、保護係		指導係、施設整備係		大気騒音係、水質保全係、湖沼環境係		

2 次の表の上欄に掲げる部が特定の事務を共同処理するため、下欄に掲げる課等を置く。

出納局	土木部											商工労働部										
	審査課	会計課	建築住宅課	下水道推進課	都市計画課	砂防課	港湾空港課	斐伊川神戸川対策課	河川課	高速道路推進課	道路建設課	道路維持課	用地対策課	技術管理室	土木総務課	労働政策課	経営支援課	企業立地課	産業振興課	観光振興課	商工政策課	漁港漁場整備課
	審査第一係、審査第二係、決算国費係	総務係、財務電算係、用度係、自動車係	住宅企画係、まちづくり推進係	管理係、計画推進係、建設係	緑地係	管理係、計画係、都市開発係、街路係、公園	管理係、砂防係、傾斜地保全係、災害調整係	港管係、開発計画係、建設係	水政係、管理係、計画係、治水係、防災係	総務係、企画調整係、地域計画係	管理係、企画調査係、国道係、県道係	路政係、維持係、環境整備係、市町村道係	調整係、用地係、収用係、国土調査係	農業設計基準係、林業設計基準係	企画調査係、土木設計基準係、土木電算係、総務係、予算経理第一係、予算経理第二係	企画係、能力開発指導係	金融係、団体係、商業流通係、高度化支援係	労働政策係、労働福祉係、雇用対策係、能力開発	工業企画係	観光企画係、観光開発係、観光宣伝係	総務係、予算経理係、経済交流係、計量係	管理係、計画係、建設防災係、漁場関係係

4 前三項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の中欄に掲げる室又はセンターを置き、同欄に掲げる室又はセンターにそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

部	農林水産部	しまねブランド推進室	課 等
	商工労働部		
課	消防防災課	防災航空隊	
	人事課	新行政システム推進室	係
課	消防防災課	原子力安全対策室	原子力安全対策係、原子力防災係
課	地域政策課	地域振興室	
課	市町村課	市町村合併支援室	
課	交通対策課	航空対策室	
課	環境生活総務課	NPO活動推進室	
課	人権同和対策課	男女共同参画室	
課	文化振興課	人権啓発推進センター	
課	青少年家庭課	芸術文化センター建設室	
課	農林水産総務課	少子化対策推進室	
課	農地整備課	政策推進室	
課	林業課	国営事業対策室	事業調整係、用水対策係
課	森林整備課	木材振興室	
課	水産課	鳥獣対策室	
課		漁協合併支援室	
課		全国豊かな海づくり大会推進室	総務企画係、運営調整係

3 次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる隊を置く。

土木総務課	建設産業対策室	
河川課	河川開発室	企画調査係、ダム建設係
港湾空港課	空港整備室	空港建設第一係、空港建設第二係

(主管課)

第十七条 第十四条に掲げる部及び出納局に、当該部又は出納局に係る次に掲げる事務を所掌する課(以下「主管課」という。)を置く。

- 一 主要な施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
 - 二 行政運営の管理改善に関すること。
 - 三 人事及び予算の調整に関すること。
 - 四 予算経理及び決算その他別に定める庶務事務に関すること。
 - 五 各課との連絡調整及び他課の所掌に属しない事項に関すること。
 - 六 他の部又は局との関連事項についての調整に関すること。
- 2 次の表の上欄に掲げる部及び局の主管課は、それぞれ同表の下欄に掲げる課とする。

部又は局	主管課
政策企画局	政策企画監室
総務部	総務課
地域振興部	地域政策課
環境生活部	環境生活総務課
健康福祉部	健康福祉総務課
農林水産部	農林水産総務課
商工労働部	商工政策課
土木部	土木総務課
出納局	会計課

3 しまねブランド推進室に係る第一項各号に掲げる事務のうち、第三号及び第四号の事務については商工政策課が、その他の事務については農林水産総務課及び商工政策課が所掌するものとする。

(課等の所掌事務)

第十八条 第十六条第一項の規定により置かれた課等の所掌事務は、前条第一項に規定するもののほか、次のとおりとする。

政策企画局
政策企画監室

- 一 県政の総合的な計画及びその調整に関すること。
 - 二 重要施策の企画及び調整に関すること。
 - 三 政策企画会議に関すること。
 - 四 知事会に関すること。
 - 五 中国地方開発に関すること。
 - 六 行政評価の推進に関すること。
 - 七 地方分権に関すること。
- 秘書課
- 一 秘書に関すること。

広聴広報課

- 一 広聴に関すること。
- 二 広報に関すること。
- 三 報道に関すること。

統計調査課

- 一 統計調査に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 二 統計の解析及び研究に関すること。
- 三 統計資料の整備及び刊行に関すること。
- 四 統計事務の指導及び調整に関すること。
- 五 統計知識の普及活動の推進に関すること。

総務部

総務課

- 一 条例、規則その他規程の審査及び公布並びに法令に関する総合調整に関すること。
- 二 県報発行及び官報報告に関すること。

- 三 行政書士に関すること。
 - 四 宗教法人に関すること。
 - 五 知事が所管する公益法人に係る総合調整に関すること。
 - 六 公文書の收受、発送、浄写、編さん及び保存並びに公印の管守に関すること。
 - 七 情報公開、個人情報保護及び知事の資産公開に関すること。
 - 八 高等教育機関の拡充整備に関すること。
 - 九 県立大学及び県立短期大学に関すること。
 - 十 財団法人北東アジア地域学術交流財団の業務運営に関すること。
 - 十一 私立学校に関すること。
 - 十二 東京事務所に関すること。
- 人事課
- 一 職員の進退及び身分並びに服務及び監察に関すること。
 - 二 職員の定数に関すること。
 - 三 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
 - 四 職員の公務災害補償に関すること。
 - 五 地方公務員災害補償基金に関すること。
 - 六 職員の給与の支給に関すること。
 - 七 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
 - 八 職員の賠償責任に関すること。
 - 九 行政組織に関すること。
 - 十 行政考査及び能率に関すること。
 - 十一 職員の表彰に関すること。
 - 十二 庁中儀式に関すること。
 - 十三 職員団体に関すること。
 - 十四 執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の組織並びに職員の定数及び身分取扱いについての連絡調整に関すること。
 - 十五 外部監査に関すること。
 - 十六 自治研修所に関すること。
 - 十七 行政手続に関すること。
-
- 十八 新行政システムの推進に関すること（新行政システム推進室）。
 - 十九 県の公社、事業団等に係る総合調整に関すること（新行政システム推進室）。
- 職員課
- 一 職員の厚生に関すること。
 - 二 地方職員共済組合に関すること。
 - 三 職員互助会に関すること。
 - 四 職員の児童手当に関すること。
 - 五 職員被服等の貸与に関すること。
 - 六 職員の勤労者財産形成貯蓄に関すること。
 - 七 恩給及び退職料に関すること。
 - 八 退職者福利事業に関すること。
 - 九 職員の労働安全衛生に関すること。
- 財政課
- 一 予算及び財政に関すること。
 - 二 県議会に関すること。
 - 三 県の公社、事業団等の業務運営に対する財政的関与に関すること。
- 税務課
- 一 県税に関すること。
 - 二 納税貯蓄組合に関すること。
 - 三 普通徴収に係る自動車税の賦課徴収に関する資料の作成に関すること。
 - 四 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税に関すること。
- 管財課
- 一 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
 - 二 土地開発基金に関すること。
 - 三 県庁舎（県議会議事堂を含む。以下同じ。）及び県庁舎内諸施設の維持管理に関すること。
 - 四 県庁舎内及び県庁構内の取締りに関すること。
 - 五 県有建築物の修繕計画及び県庁舎の修繕に関すること。
 - 六 職員宿舎に関すること。

七 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
八 県有財産の火災共済に関する事。
営繕課

一 県有建築物の建築及び維持保全工事（土木部建築住宅課の所掌に属するものを除く。第三号及び第四号において同じ。）に関する事。

二 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。

三 建築及び維持保全工事に係る入札及び契約に関する事。

四 建築及び維持保全工事の技術基準に関する事。

五 市町村等が行う建築の技術支援に関する事。

消防防災課

一 危機管理に関する事（他課の所掌に属するものを除く。第三号において同じ。）。

二 消防に関する事。

三 災害対策に関する事。

四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関する事。

五 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。

六 自衛官の募集及び自衛隊委託事業に関する事。

七 高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。

八 防災行政無線に関する事。

九 総合防災システムに関する事。

十 防災ヘリコプターの運航に関する事。

十一 消防学校に関する事。

十二 原子力の安全対策及び防災対策に関する事（原子力安全対策室）。

地域振興部

地域政策課

一 中山間地域対策の総合調整及び推進に関する事。

二 中山間地域の研究に関する事。

三 中山間地域研究センターに関する事。

四 隠岐支庁及び総務事務所に関する事。

五 地域政策推進会議に関する事。

六 市町村の施策の支援に係る総合調整に関する事（地域振興室）。

七 市町村の広域的な地域振興に関する事（地域振興室）。

八 定住施策の企画立案に関する事（地域振興室）。

九 離島、半島地域、過疎地域、辺地及び山村の振興に関する事（地域振興室）。

十 総合保養地域及び地方拠点都市地域の整備に関する事（地域振興室）。

十一 しまね海洋館に関する事（地域振興室）。

十二 財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関する事（地域振興室）。

十三 財団法人しまね海洋館の業務運営の指導に関する事（地域振興室）。

市町村課

一 法令に基づく市町村等の行財政に関する権限の行使に関する事。

二 市町村等の行財政運営の支援に関する事。

三 島根県選挙管理委員会に関する事。

四 市町村合併に関する事（市町村合併支援室）。

五 広域連合・一部事務組合に関する事（市町村合併支援室）。

情報政策課

一 高度情報化施策の総合的な企画、立案及び調整に関する事。

二 市町村の高度情報化施策の支援に関する事。

三 放送及び通信の地域間格差是正に関する事。

四 電子県庁の推進に関する事。

五 市町村の電子自治体化の支援に関する事。

六 汎用コンピュータ及び庁内ネットワークの管理運営に関する事。

七 しまねフロンティアネットワークの整備及び管理運営に関する事。

八 高度情報化センターに関する事。

交通対策課

一 交通対策の総合的な企画及び調整に関する事。

二 高速交通体系の整備促進に関する事。

- 三 地域交通体系の整備促進に関すること。
- 四 交通安全対策の総合調整に関すること。
- 五 交通安全運動の推進に関すること。
- 六 交通事故相談に関すること。
- 七 航空対策の総合的な企画及び調整に関すること（航空対策室）。

土地資源対策課

- 一 土地利用対策の総合調整に関すること。
- 二 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- 三 遊休土地対策に関すること。
- 四 土地取引の規制に関すること。
- 五 地価調査に関すること。
- 六 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）の施行に関すること。
- 七 電源立地に係る連絡調整に関すること。
- 八 電源立地対策等に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第十号において同じ。）。
- 九 電力供給施設の整備促進に関すること。
- 十 地域エネルギーの利用に関すること。

環境生活部

環境生活総務課

- 一 県民室の運営に関すること。
- 二 消費者行政の連絡調整に関すること。
- 三 消費者保護対策の推進に関すること。
- 四 消費生活協同組合に関すること。
- 五 物資及び物価対策の調整に関すること。
- 六 金融の広報に関すること。
- 七 消費者センターに関すること。
- 八 社会貢献活動の推進及び連絡調整に関すること（NPO活動推進室）。
- 九 特定非営利活動法人に関すること（NPO活動推進室）。

- 十 財団法人島根ふれあい環境財団二十一の業務運営の指導に関すること（NPO活動推進室）。

- 十一 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進及び総合調整に関すること（男女共同参画室）。

- 十二 女性相談センター及び男女共同参画センターに関すること（男女共同参画室）。

- 十三 財団法人しまね女性センターの業務運営の指導に関すること（男女共同参画室）。

人権同和対策課

- 一 人権施策の推進及び調整に関すること。
- 二 同和对策の推進及び連絡調整に関すること。
- 三 人権啓発に関すること（人権啓発推進センター）。

文化振興課

- 一 文化行政に関する企画及び調整に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第五号において同じ。）。
- 二 芸術及び文化の振興に関すること。
- 三 美術館に関すること。
- 四 県民会館に関すること。
- 五 財団法人島根県文化振興財団の業務運営の指導に関すること。
- 六 財団法人島根県並河萬里写真財団の業務運営の指導に関すること。
- 七 公益信託しまね文化ファンドの運営の指導に関すること。
- 八 芸術文化センター（仮称）の整備に関すること（芸術文化センター建設室）。

国際課

- 一 国際交流・協力の企画及び調整に関すること。
- 二 涉外に関すること。
- 三 旅券に関すること。
- 四 在住外国人及び海外移住者に関すること。
- 五 国際交流・協力事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。
- 六 財団法人しまね国際センターの業務運営に関すること。

景観自然課

- 一 景観対策に関すること。
- 二 自然保護の総合的な計画及び調整に関すること。
- 三 自然保護の普及啓発に関すること。
- 四 自然環境保全地域に関すること。
- 五 中国自然歩道に関すること。
- 六 自然公園に関すること。
- 七 希少野生動植物種の保存に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 三瓶自然館に関すること。
- 九 財団法人三瓶フィールドミュージアム財団の業務運営の指導に関すること。

環境政策課

- 一 環境保全施策の総合的な計画及び調整に関すること。
- 二 地球環境の保全に関すること。
- 三 環境保全思想の普及啓発に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 環境影響評価に関すること。
- 五 環境マネジメントシステムに関すること。
- 六 化学物質対策に関すること。
- 七 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。
- 八 水質汚濁の防止に関すること。
- 九 湖沼水質保全計画に関すること。
- 十 土壌汚染対策に関すること。

廃棄物対策課

- 一 廃棄物の適正処理に関すること。
- 二 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること。
- 三 浄化槽に関すること。
- 四 特定建築物の衛生管理に関すること。
- 五 ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関すること。

健康福祉部

健康福祉総務課

- 一 社会福祉法人及び社会福祉施設の監査指導に関すること。
 - 二 保健福祉統計に関すること。
 - 三 健康福祉センター、福祉事務所、保健所及び保健環境科学研究所に関すること。
 - 四 社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会に関すること。
 - 五 社会福祉法人島根県社会福祉事業団の業務運営の指導に関すること。
 - 六 財団法人島根難病研究所の業務運営の指導に関すること。
 - 七 地域福祉の推進に関すること。
 - 八 民生委員に関すること。
 - 九 総合福祉センターに関すること。
 - 十 生活保護に関すること。
 - 十一 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 医療対策課
- 一 病院、診療所その他の医療施設に関すること。
 - 二 保健医療提供体制の整備に関すること。
 - 三 救急医療対策及びへき地医療対策に関すること。
 - 四 県立病院に関すること。
 - 五 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関すること。
 - 六 高等看護学院に関すること。
 - 七 医療社会事業に関すること。
 - 八 財団法人島根県環境保健公社の業務運営の指導に関すること。
- 健康推進課
- 一 特定疾患に関すること。
 - 二 原爆被爆者の健康管理に関すること。
 - 三 栄養の改善及び指導に関すること。
 - 四 栄養士及び調理師に関すること。
 - 五 健康増進に関すること。
 - 六 歯科保健に関すること。
 - 七 母子保健に関すること。
 - 八 生活習慣病の予防に関すること。

- 九 保健指導に関すること。
- 十 保健師の指導に関すること。
- 十一 老人保健に関すること。
- 十二 衛生教育に関すること。
- 十三 老人医療に関すること。
- 十四 国民健康保険に関すること。
- 十五 保険医療機関及び保険薬局の指導に関すること（国民健康保険及び老人保健に係るものに限る。）。
- 高齢者福祉課
- 一 高齢化社会対策の総合調整に関すること。
- 二 介護保険に関すること。
- 三 老人福祉に関すること。
- 四 高齢者対策の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 未帰還者及び引揚者の援護に関すること。
- 六 旧軍人軍属及びその遺族の援護に関すること。
- 七 財団法人しまね長寿社会振興財団の業務運営の指導に関すること。
- 青少年家庭課
- 一 児童福祉に関すること（母子保健に関するものを除く。）。
- 二 少子化対策の推進及び総合調整に関すること。
- 三 児童虐待の防止等に関すること。
- 四 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関すること。
- 五 青少年対策の総合調整に関すること。
- 六 青少年の健全育成に関すること。
- 七 児童扶養手当及び児童手当に関すること。
- 八 児童相談所、わかたけ学園及び母子福祉センターに関すること。
- 障害者福祉課
- 一 身体障害者福祉に関すること。
- 二 知的障害者福祉に関すること。
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 四 障害者のスポーツの振興及び財団法人島根県障害者スポーツ協会の業務運営の指導に関すること。
- 五 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成十年島根県条例第二十五号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 身体障害者更生相談所、身体障害者授産センター、精神保健福祉センター、知的障害者更生相談所、知的障害児施設及びはつらつ体育館に関すること。
- 薬事衛生課
- 一 薬剤師、理容師、美容師、クリーニンク師及び製菓衛生師に関すること。
- 二 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニンク所及び水泳場の衛生に関すること。
- 三 墓地、火葬場等に関すること。
- 四 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 五 薬事、毒物劇物及び生薬に関すること。
- 六 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤に関すること。
- 七 血液事業に関すること。
- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 九 緊急用血清等の需給に関すること。
- 十 水道及び飲料水に関すること。
- 十一 温泉に関すること。
- 十二 結核その他の感染症の疾病の予防に関すること。
- 十三 笹ヶ谷周辺地区住民健康管理事務に関すること。
- 十四 食の安全に関すること。
- 十五 食品衛生に関すること。
- 十六 と畜場及びと畜に関すること。
- 十七 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- 十八 化製場等に関すること。
- 十九 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関すること。
- 二十 動物の愛護及び管理に関すること。
- 二十一 食肉衛生検査所に関すること。

農林水産部

農林水産総務課

- 一 農林水産部所属の土木工事に係る入札に関する事。
- 二 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の検査に関する事。
- 三 農林振興センターに関する事。
- 四 農林水産業に関する重要計画の策定並びに重要施策の企画及び立案に関する事（政策推進室）。
- 五 農林水産部所管の試験研究機関の連携強化施策及び効率的な研究施策に関する事（政策推進室）。
- 六 農業試験場及びしまねの味開発指導センターに関する事（政策推進室）。

農業経営課

- 一 農業の担い手の育成対策に関する事。
- 二 地域農業の活性化対策に関する事。
- 三 地域農政推進対策事業に関する事。
- 四 農業経営基盤強化の促進に関する事。
- 五 農外企業参入に関する事。
- 六 中山間地域等直接支払事業に関する事。
- 七 農業の改良普及に関する事。
- 八 改良普及員の指導及び研修に関する事。
- 九 農業及び畜産に関する試験研究成果の普及に関する事。
- 十 農業振興地域の整備に関する事。
- 十一 農地の調整に関する事。
- 十二 自作農財産の取得、管理及び処分に関する事。
- 十三 島根県農業会議及び農業委員会に関する事。
- 十四 農業金融（土地改良資金及び畜産特別対策資金を除く。）に関する事。
- 十五 農業協同組合等に関する事（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 農業者年金に関する事。
- 十七 農業共済団体及び農業災害補償に関する事。

十八 農業大学校及び中海干拓営農センターに関する事。

十九 財団法人しまね農業振興公社の業務運営の指導に関する事。

生産振興課

- 一 がんばる島根農林総合事業に関する事。
 - 二 農業生産総合対策事業に関する事。
 - 三 農業気象に関する事。
 - 四 農山村振興等対策に関する事。
 - 五 経営構造対策に関する事。
 - 六 主要食糧の流通改善に関する事。
 - 七 生産調整の推進に関する事。
 - 八 農作物の種苗及び蚕種に関する事。
 - 九 農産物等の生産計画及び奨励に関する事。
 - 十 島根の花振興拠点施設の整備に関する事。
 - 十一 土壌改良、肥料及び農業機械に関する事。
 - 十二 農作物及び蚕の病害虫の防除並びに農薬に関する事。
 - 十三 農林水産物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事。
 - 十四 花振興センター及び病害虫防除所に関する事。
- 畜産振興課
- 一 家畜及び畜産物の生産計画、奨励及び流通に関する事。
 - 二 畜産特別対策資金に関する事。
 - 三 地方競馬に関する事。
 - 四 社団法人島根県畜産開発事業団に関する事。
 - 五 獣医師、家畜人工授精師、家畜商等に関する事。
 - 六 家畜の伝染病予防及び衛生に関する事。
 - 七 畜産経営における環境対策に関する事。
 - 八 動物薬事に関する事。
 - 九 家畜の改良増殖に関する事。
 - 十 家畜の飼料対策に関する事。
 - 十一 畜産試験場、家畜保健衛生所、家畜衛生研究所、種畜センター及び肥飼料検

査所に関すること。

農村整備課

- 一 土地改良事業等に伴う用地等の取得及び補償に関すること。
- 二 土地改良財産の管理及び処分に関すること。
- 三 農地等の換地及び交換分合に関すること。
- 四 土地改良資金に関すること。
- 五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づき認可並びに土地改良事業団体連合会及び土地改良区等に関すること。
- 六 土地改良事業に係る企画及び調査に関すること。
- 七 農業水利の調整に関すること。
- 八 土地改良事業の実施及び指導に関すること（農地整備課の所掌に属するものを除く。）。

農地整備課

- 一 土地改良事業（農地開発事業、干拓事業、農道整備事業及びかんがい排水事業に係るものに限る。）の実施及び指導に関すること。
- 二 農地防災事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
- 三 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
- 四 地すべり防止区域に関すること（農地に係るものに限る。次号において同。）。
- 五 海岸保全区域に関すること。
- 六 本庄工区の周辺整備の調整に関すること。
- 七 国営土地改良事業に関すること（国営事業対策室）。
- 八 国営干拓地域及び国営農地開発地域の営農推進に関すること（国営事業対策室）。
- 九 宍道湖・中海淡水化事業に関すること（国営事業対策室）。

林業課

- 一 森林吸収源対策に関すること。
- 二 森林の流域管理システムの推進に関すること。

三 森林整備地域活動支援交付金事業に関すること。

四 森林組合等に関すること（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。

五 林業金融に関すること。

六 入会林野整備に関すること。

七 林業労働力対策に関すること。

八 公有林に関すること。

九 分収林に関すること。

十 森林に対する県民理解の促進に関すること。

十一 緑化の推進に関すること。

十二 林業の改良普及及び研修に関すること。

十三 特用林産物の振興対策に関すること。

十四 林業に関する試験研究成果の普及に関すること。

十五 社団法人島根県林業公社の業務運営の指導に関すること。

十六 ふるさとの森に関すること。

十七 県有林事務所及び緑化センターに関すること。

十八 木質資源の活用対策に関すること（木材振興室）。

十九 中海水中貯木場の管理運営に関すること（木材振興室）。

二十 林業・木材産業構造改革事業に関すること（木材振興室）。

森林整備課

- 一 森林計画に関すること。
- 二 保安林に関すること。
- 三 林地の開発許可に関すること。
- 四 保安施設地区の指定及び管理に関すること。
- 五 林業種苗に関すること。
- 六 森林国営保険に関すること。
- 七 森林病害虫の防除に関すること。
- 八 森林の火災予防に関すること。
- 九 造林及び間伐に関すること。
- 十 治山事業に関すること。

十一 地すべり防止区域の管理及び地すべり防止事業に関する事（林地に係るものに限る。）。

十二 林道事業に関する事。

十三 林地荒廃防止施設、林地及び林道の災害復旧事業に関する事。

十四 大規模林業開発事業に関する事。

十五 野生鳥獣の保護及び狩猟に関する事（鳥獣対策室）。

十六 希少野生動植物（鳥獣に限る。）の種の保存に関する事（鳥獣対策室）。

十七 野生鳥獣による農林作物等への被害防止対策に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）（鳥獣対策室）。

水産課

一 水産業の振興に係る総合調整に関する事。

二 漁業の免許及び許可に関する事。

三 漁船及び小型船舶に関する事。

四 漁業無縁に関する事。

五 漁業の調整及び取締りに関する事。

六 漁場の利用調整に関する事。

七 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関する事。

八 穴道湖自然館に関する事。

九 栽培漁業の振興に関する事。

十 内水面漁業の振興に関する事。

十一 社団法人島根県水産振興協会の指導に関する事。

十二 水産資源の保護及び管理に関する事。

十三 水産業の改良普及に関する事。

十四 水産業の担い手に関する事。

十五 漁業経営構造改善に関する事。

十六 水産物の生産、加工及び流通に関する事。

十七 水産物卸売市場に関する事。

十八 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。

十九 水産事務所、水産試験場、内水面水産試験場及び栽培漁業センターに関する事。

こと。

二十 水産業協同組合等に関する事（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）（漁協合併支援室）。

二十一 水産金融に関する事（漁協合併支援室）。

二十二 漁業共済に関する事（漁協合併支援室）。

二十三 全国豊かな海づくり大会の開催に関する事（全国豊かな海づくり大会推進室）。

漁港漁場整備課

一 漁港の利用計画及び管理に関する事。

二 海岸保全区域の指定及び管理に関する事（漁港に係るものに限る。第五号、第六号及び第九号において同じ。）。

三 漁港漁場整備事業（関連事業を含む。）並びに海岸整備事業の計画、実施及び指導に関する事。

四 漁港の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関する事。

五 農林水産省所管の国有海浜地等の管理及び処分に関する事。

六 公有水面の埋立てに関する事。

七 港勢調査に関する事。

八 航路標識の整備に関する事。

九 砂利採取計画の認可に関する事。

商工労働部

商工政策課

一 国際経済交流に関する事。

二 経済交流支援団体の指導及び育成に関する事。

三 コンベンションの振興に関する事。

四 適正な計量の実施の確保に関する事。

五 計量器の検定及び検査に関する事。

六 計量関係事業者等の指導及び育成に関する事。

七 大阪事務所、九州事務所、広島事務所、浜田商工労働事務所及び産業交流会館に関する事。

- 八 財団法人島根経済文化振興会の業務運営の指導に関すること。
 - 九 財団法人くびきメッセの業務運営の指導に関すること。
- 観光振興課

- 一 観光の振興に関すること。
 - 二 観光施設の整備及び運営に関すること。
 - 三 余暇利用対策の総合調整に関すること。
 - 四 観光事業団体の育成指導に関すること。
 - 五 旅行業及び通訳案内業に関すること。
 - 六 社団法人島根県観光開発公社の業務運営の指導に関すること。
 - 七 財団法人ふれあいの里奥出雲財団の業務運営の指導に関すること。
 - 八 社団法人島根県観光連盟の業務運営の指導に関すること。
- 産業振興課

- 一 科学技術振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第三号において同じ。）。
 - 二 工業及びソフト産業の振興に関すること。
 - 三 中小企業の支援に関すること。
 - 四 産学官の連携に関すること。
 - 五 新産業の創出に関すること。
 - 六 電気工業等に関すること。
 - 七 地下資源の開発及び調査に関すること。
 - 八 産業技術センターに関すること。
 - 九 産業高度化支援センターに関すること。
 - 十 財団法人しまね産業振興財団の業務運営の指導に関すること。
- 企業立地課
- 一 企業立地の促進に関すること。
 - 二 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）に関すること。
 - 三 工業立地基盤の整備に関すること。
 - 四 農村地域への工業の導入促進に関すること。
- 経営支援課

- 一 高度化資金貸付事業に関すること。
 - 二 中小企業制度融資に関すること。
 - 三 企業立地促進の資金に関すること。
 - 四 環境資金に関すること。
 - 五 信用保証協会に関すること。
 - 六 貸金業に関すること。
 - 七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）の規定に基づき報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - 八 小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関すること。
 - 九 中小企業設備貸与事業に関すること。
 - 十 小規模事業者の経営改善の普及に関すること。
 - 十一 中小企業の組織化、分野調整及び雇用管理の改善に関すること。
 - 十二 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会に関すること。
 - 十三 中小企業高度化資金貸付事業等に係る診断助言に関すること。
 - 十四 商業の振興に関すること。
 - 十五 大規模小売店舗に関すること。
 - 十六 物流の効率化に関すること。
- 労働政策課
- 一 労働関係の調整に関すること。
 - 二 労働関係の安定促進に関すること。
 - 三 労働教育に関すること。
 - 四 労働情報に関すること。
 - 五 労働組合に関すること。
 - 六 労働福祉の向上に関すること。
 - 七 労働金庫に関すること。
 - 八 女性労働対策に関すること。
 - 九 中小企業の労働力確保に関すること。
 - 十 介護労働者の雇用管理の改善に関すること。
 - 十一 雇用対策に関すること。

十二 職業訓練に関する事。

十三 技能検定に関する事。

十四 高等技術校に関する事。

十五 財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関する事。

土木部

土木総務課

一 土木建築事務所、土木事務所、河川総合開発事務所、高規格道路事務所、空港管理事務所及び浄化センターに関する事。

二 島根県土地開発公社の業務運営の指導に関する事。

三 財団法人島根県建設技術センターの業務運営の指導に関する事。

四 建設産業対策に関する事（建設産業対策室）。

五 建設業の許可及び入札参加者の資格審査等に関する事（建設産業対策室）。

六 土木部（建築住宅課を除く。）所属の工事に係る入札及び契約に関する事（建設産業対策室）。

七 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百一十七号）の施行に係る調整に関する事（建設産業対策室）。

八 浄化槽工事業に係る登録に関する事（建設産業対策室）。

九 解体工事業者の登録に関する事（建設産業対策室）。

十 建設統計に関する事（建設産業対策室）。

十一 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の施行に関する事（建設産業対策室）。

技術管理室

一 土木部及び農林水産部所属の土木工事に係る設計基準及び積算に関する事。

二 土木部及び農林水産部所属の土木工事に係る検査に関する事。

三 土木部及び農林水産部内技術の総合調整に関する事。

四 建築工事に係る検査に関する事。

用地対策課

一 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。

二 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関

する事。

三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の施行に関する事。

四 収用委員会に関する事。

五 国土交通省所管の国有財産の譲与及び引継ぎに関する事。

六 国土交通省所管の公共用財産（道路法（昭和二十七年法律第八十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）等の規定の適用又は準用がないものに限る。）の管理に関する事。

七 土地改良法及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）に基づく国有地編入に関する事。

八 砂利採取計画の認可に関する事（用地対策課の所掌に属する海域に係るものに限る。）。

九 国土調査に関する事。

十 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）の施行に関する事。

道路維持課

一 一般国道（県の管理する区間に限る。）及び県道の管理及び工事（道路建設課の所掌に属するものを除く。）の執行に関する事。

二 公共土木施設（道路維持課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。

三 市町村道の指導及び監督に関する事。

道路建設課

一 一般国道（県の管理する区間に限る。）及び県道の改築工事の執行に関する事。

高速道路推進課

高速道路の整備の推進及び調整に関する事。

河川課

一 河川の管理及び工事の執行に関する事。

二 海岸保全区域の指定及び管理並びに工事の執行に関する事（他課の所掌に属するものを除く。第十号において同じ。）。

三 公共土木施設（河川課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。

四 河川関係市町村工事の指導及び監督に関すること。

五 公有水面の埋立てに関すること（港湾（河川区域に係るものを除く。）及び漁港に係るものを除く。）。

六 水防に関すること。

七 砂利採取計画の認可に関すること（河川課の所掌に属する河川及び海岸に係るものに限る。）。

八 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行に関すること。

九 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること。

十 水資源の開発及び利用計画並びにそれらの調整に関すること。

十一 ダムの管理及び工事の執行に関すること（河川開発室）。

斐伊川神戸川対策課

一 斐伊川・神戸川治水事業の推進に関すること。

二 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活再建対策に関すること。

三 斐伊川・神戸川治水事業に係る周辺地域整備に関すること。

四 斐伊川・神戸川治水事業に係る用地交渉に関すること。

五 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活相談に関すること。

港湾空港課

一 港湾の管理及び工事の執行に関すること。

二 海岸保全区域（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の指定及び管理並びに工事の執行に関すること。

三 公共土木施設（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。

四 公有水面の埋立てに関すること（港湾区域に係るものに限る。）。

五 砂利採取計画の認可に関すること（港湾空港課の所掌に属する港湾及び海岸に係るものに限る。）。

六 市町村管理港湾の港湾区域の認可に関すること。

七 市町村公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の交付等に関すること（港湾区域に係るものに限る。）。

八 国土交通省所管の公共用財産（港湾区域に係るものに限る。）の管理に関すること。

こと。

九 境港管理組合との連絡調整に関すること。

十 空港の管理及び工事の執行に関すること（空港整備室）。

砂防課

一 砂防指定地の管理及び工事の執行に関すること。

二 地すべり防止区域の管理及び工事の執行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。

四 公共土木施設（砂防課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。

五 公共土木施設（国土交通省所管に係るものに限る。次号において同じ。）災害復旧事業の総合調整に関すること。

六 市町村公共土木施設災害復旧事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものを除く。）。

七 公共土木施設等災害復旧事業に関する特別財政援助額及び事業別財政援助額の算定に関すること。

八 砂利採取計画（砂防課の所掌に属するものに限る。）の認可に関すること。

九 総合土石流対策に関すること。

十 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。

都市計画課

一 都市計画に関すること。

二 街路事業に関すること。

三 都市公園に関すること。

四 土地区画整理に関すること。

五 市街地再開発事業に関すること（建築住宅課の所掌に属するものを除く。）。

六 都市災害復旧工事の執行に関すること（下水道推進課の所掌に属するものを除く。次号及び第八号において同じ。）。

七 市町村の都市計画の承認及び都市計画事業の認可に関すること。

八 市町村等の都市計画関係事業の指導及び監督に関すること。

九 屋外広告物に関すること。

十 駐車場に関すること。

十一 優良宅地の認定に関すること。

十二 都市緑地保全及び生産緑地に関すること。

十三 風致地区に関すること。

十四 農住組合に関すること。

下水道推進課

一 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。

二 下水道に関する災害復旧工事の執行に関すること。

三 全県域下水道化の推進に関すること。

四 市町村等の下水道事業の指導及び監督に関すること。

五 下水道の計画及び調査に関すること。

六 下水道に関する市町村の都市計画事業の認可に関すること。

建築住宅課

一 県営住宅等に関すること。

二 建築工事（総務部管轄課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）に係る入札及び契約に関すること。

三 建築工事の設計基準及び検査に関すること。

四 市町村等の建築物（国庫補助金又は県費補助金の伴つものに限る。）の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

五 建築物の建築基準に関すること。

六 建築士に関すること。

七 かけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。

八 住宅金融公庫及び都市基盤整備公団からの受託業務に関すること。

九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の施行に関すること。

十 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の施行に関すること。

十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九

号）の施行に関すること。

十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行に関すること。

十三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の施行に関すること。

十四 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行に関すること。

十五 住宅宅地関連公共施設整備促進事業に関すること。

十六 住宅地区改良事業等に関すること。

十七 防災集団移転促進事業に関すること。

十八 市街地再開発事業（建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関すること。

十九 建築の統計に関すること。

二十 住宅の需給計画に関すること。

二十一 優良住宅の認定に関すること。

二十二 島根県特定優良賃貸住宅供給促進事業に関すること。

二十三 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の策定及びこれに基づく認定に係る市町村からの協議に関すること。

二十四 島根県ひとにやさしいまちづくり条例の建築物の整備基準等に関すること。

二十五 島根県住宅供給公社の業務運営の指導に関すること。

出納局

会計課

一 会計事務の指導及び監察に関すること。

二 会計監査に関すること。

三 出納員その他の会計職員に関すること。

四 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。

五 物品の調達、出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。

六 本庁等において集中管理する県有自動車に関すること。

七 財務会計システムの運用に関すること。

審査課

一 歳計現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。

と。

- 二 小切手の振出しに関すること。
 - 三 有価証券（公有財産に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
 - 四 基金に属する現金（現金に代えて納付された証券を含む。）及び有価証券の出納及び保管に関すること。
 - 五 歳入歳出外現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。
 - 六 現金及び財産の記録管理に関すること。
 - 七 支出負担行為の確認に関すること。
 - 八 決算に関すること。
 - 九 国費の審査及び国の債権管理に関すること。
 - 十 一時借入金に関すること。
- 2 第十六条第二項の規定により置かれた課等の所掌事務は、次のとおりとする。
- 農林水産部・商工労働部
しまねブランド推進室
- 一 県産品の紹介、あっせん及び販路拡大に関すること。
 - 二 しまねブランド総合推進事業に関すること。
 - 三 青果物及び花きの卸売市場に関すること。
 - 四 伝統的工芸品産業に関すること。
 - 五 物産観光館に関すること。
 - 六 社団法人島根物産協会の業務運営の指導に関すること。
 - 七 物産振興団体の育成指導に関すること。
- （係等の所掌事務）
- 第十九条 第十六条の規定により置かれた係及び隊の所掌事務は、当該課の長が定める。
- 第四節 職制
（職及び職務）
- 第二十条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄のとおりとする。

隊	係	課に置かれた室又はセンター	室	課	政策企画監室	出納局	部	局	組 織	職	職 務				
隊長	係長	ター 長	室長 補佐	課長 補佐	課長	副政策企画監	政策企画監	監	統括政策企画	局長	次長	部長	局長	局長	知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
															知事の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
															部長を補佐する。ただし、知事があらかじめ指定した部長の職務については、その職務を分担する。
															上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
															上司の命を受け、政策に関する事務を統括し、政策企画監等を指揮監督する。
															上司の命を受け、政策に関する事務を掌理し、当該事務を処理する副政策企画監等を指揮監督する。
															政策企画監を補佐する。
															上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
															課長を補佐する。
															上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
															室長を補佐する。
															上司の命を受け、室又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
															上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
															上司の命を受け、隊の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に規定するもののほか、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄のとおりとする。

組織	職	職務
本庁	理事	知事の命を受け、特定の施策について掌理する。
部又は局	技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。
	参事	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。
	副参事	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	副参事	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。
	主査	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を処理する。

第四章 地方機関

第一節 通則

(名称)

第二十一条 地方機関は、次のとおりとする。

総務部の主管に属する機関

東京事務所

県立大学

県立短期大学

自治研修所

消防学校

地域振興部の主管に属する機関

隠岐支庁

総務事務所

中山間地域研究センター

しまね海洋館

高度情報化センター

環境生活部の主管に属する機関

消費者センター

女性相談センター

男女共同参画センター

美術館

県民会館

三瓶自然館

健康福祉部の主管に属する機関

健康福祉センター

福祉事務所

保健所

保健環境科学研究所

総合福祉センター

県立病院

高等看護学院

児童相談所

わかたけ学園

母子福祉センター

身体障害者更生相談所

身体障害者授産センター

精神保健福祉センター

知的障害者更生相談所

知的障害児施設

はつらつ体育館

食肉衛生検査所

農林水産部の主管に属する機関

農林振興センター

農業試験場

しまねの味開発指導センター

農業大学校

中海干拓営農センター

花振興センター

病害虫防除所

畜産試験場

家畜保健衛生所

家畜衛生研究所

種畜センター

肥飼料検査所

県有林事務所

緑化センター

水産事務所

水産試験場

内水面水産試験場

六道湖自然館

栽培漁業センター

商工労働部の主管に属する機関

大阪事務所

九州事務所

広島事務所

浜田商工労働事務所

産業交流会館

物産観光館

産業技術センター

産業高度化支援センター

高等技術校

土木部の主管に属する機関

土木建築事務所

土木事務所

河川総合開発事務所

高規格道路事務所

空港管理事務所

浄化センター

(定義)

第二十二条 この章において「庶務に関すること」とは、おおむね次に掲げる事務をいう。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 職員の身分、服務、教養、給与及び福利厚生に関すること。
- 三 公文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 四 予算経理に関すること。
- 五 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 六 庁規及び庁中取締りに関すること。

(係等の所掌事務)

第二十三条 地方機関に置かれる科、係又は班の所掌事務は、この規則に定めがあるもののほか、当該地方機関の長が定める。

第二節 総務部の主管に属する機関

(東京事務所)

第二十四条 本庁と中央官公庁、関係諸機関等との間における連絡、県政の推進に必要な情報収集、県内情報の提供及び企業の誘致に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、東京事務所を設置する。

2 東京事務所は、東京都千代田区に置く。

3 東京事務所に、次の表の上欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

教育課									
土木課									
商工労働課									
農林水産課									
環境健康課									
地域振興課									
総務課									
庶務課									
課									

4 課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務に関すること。

二 第一項に規定する事務のうち、他課の所掌に属しないものに関すること。

総務課

第一項に規定する事務のうち、政策企画局、総務部及び人事委員会事務局（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二条第一項の規定に基づき置かれた事務局をいう。）の所掌事務に係るものに関すること。

地域振興課

第一項に規定する事務のうち、地域振興部の所掌事務に係るものに関すること。

環境健康課

第一項に規定する事務のうち、環境生活部及び健康福祉部の所掌事務に係るものに関すること。

農林水産課

第一項に規定する事務のうち、農林水産部の所掌事務に係るものに関すること。

商工労働課

第一項に規定する事務のうち、商工労働部の所掌事務に係るものに関すること。

土木課

第一項に規定する事務のうち、土木部及び企業局（地方公営企業法（昭和二十七年

法律第二百九十二号）第十四条の規定に基づき置かれた企業局をいう。）の所掌事務に係るものに関すること。

教育課

第一項に規定する事務のうち、教育委員会事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八条第一項の規定に基づき置かれた事務局をいう。）の所掌事務に係るものに関すること。

（県立大学）

第二十五条 島根県立大学条例（平成十一年島根県条例第五十四号）第一条の規定により設置された県立大学は、浜田市に置く。

2 県立大学に、次の表の上欄に掲げる局、部及びセンター（以下この項及び第四項において「局等」という。）を置き、同欄に掲げる局に同表の中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる係を置く。

局等	課			係
	総務課	企画課	教務課	
事務局	総務係、施設管理係	企画係、図書情報係	教務係、学生係	
就職部				
学生生活部				
メディアセンター				
交流センター				
留学生センター				

3 県立大学に附属施設を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
北東アジア地域研究センター	浜田市

4 局等の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

総務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 他課の所掌に属しない事項に関する事。

企画課

- 一 県立大学の特質の創造及び情報発信に関する事。
- 二 北東アジア地域研究センターの事務に関する事。
- 三 メディアセンターの事務に関する事。
- 四 交流センターの事務に関する事。
- 五 留学生センターの事務に関する事。

教務課

- 一 教務に関する事（学生生活部の所掌に属するものを除く。第三号において同じ。）。
- 二 学生の就職に関する事（就職部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 学生生活の支援に関する事。
- 四 就職部の事務に関する事。
- 五 学生生活部の事務に関する事。

就職部

学生の就職に関する事（就職部の所掌に属するものに限る。）。

学生生活部

- 一 教務に関する事（学生生活部の所掌に属するものに限る。次号において同じ。）。
- 二 学生生活の支援に関する事。

メディアセンター

- 一 図書、雑誌その他の資料の収集、整理及び保管に関する事。
- 二 前号の資料の閲覧及び貸出しに関する事。
- 三 学内情報ネットワークの管理運営に関する事。
- 四 学外情報ネットワークとの連携に関する事。
- 五 学生の自学自習の支援に関する事。

交流センター

- 一 地域交流に関する事。

- 二 国際交流に関する事。

留学生センター

留学生に関する事。

（県立短期大学）

第二十六条 島根県立短期大学条例（昭和三十九年島根県条例第一号）第一条の規定により設置された県立短期大学の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名称	位置
島根女子短期大学	松江市
看護短期大学	出雲市

2 島根女子短期大学に、次の表の上欄に掲げる局、部及び図書館（以下この項から第四項までにおいて「局等」という。）を置き、同欄に掲げる局に同表の中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる係を置く。

局等	課	係
事務局	総務課 学務厚生課	庶務係、会計係
学生部		
図書館		

3 看護短期大学に、次の表の上欄に掲げる局等を置き、同欄に掲げる局に同表の中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる係を置く。

局等	課	係
事務局	総務課 教務課	総務係
学生部		
図書館		

4 局等の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局（島根女子短期大学にあっては教務課を、看護短期大学にあっては学務厚生課を

除く。）

総務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 他課の所掌に属しない事項に関する事。

学務厚生課又は教務課

- 一 教務に関する事（学生部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 学生の厚生補導に関する事（学生部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 学生部の事務に関する事。

学生部

- 一 教務に関する事（学生部の所掌に属するものに限る。）。
- 二 学生の厚生補導に関する事（学生部の所掌に属するものに限る。）。

図書館

- 一 図書、雑誌その他の資料の収集、整理及び保管に関する事。
- 二 前号の資料の閲覧及び貸出しに関する事。

（自治研修所）

第二十七条 県職員及び市町村職員の研修に関する事務を分掌させるため、自治研修所を設置する。

- 2 自治研修所は、松江市に置く。
- 3 自治研修所に、総務課及び教務課を置く。
- 4 課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 他課の所掌に属しない事項に関する事。

教務課

- 一 県職員及び市町村等の職員の研修計画に関する事。
- 二 市町村等の職員研修の委託事務に関する事。
- 三 職場研修の助言及び指導に関する事。
- 四 研修効果の測定及び研修記録の整理に関する事。
- 五 職員研修の調査及び研究に関する事。

（消防学校）

第二十八条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第一項の規定により設置された消防学校は、松江市に置く。

2 消防学校の所掌事務は、次のとおりとする。

消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事。

第三節 地域振興部の主管に属する機関

（支庁）

第二十九条 法第百五十五条及び地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第十九条の規定により設置された支庁の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名称	位置	所管区域
隠岐支庁	隠岐郡西郷町	隠岐郡

2 支庁に、次の表の第一欄に掲げる局を置き、同欄に掲げる局にそれぞれ同表の第二欄に掲げる部を置き、同表の第一欄に掲げる局又は同表の第二欄に掲げる部にそれぞれ同表の第三欄に掲げる課又は班を置き、同欄に掲げる課又は班にそれぞれ同表の第四欄に掲げる係又は班を置く。

局	部	課又は班	係又は班	
健康福祉局	保健福祉部	総務企画部	総務課	総務係
			会計課	地域振興係
			地域振興観光課	地域振興係
			税務課	税務係
			総務課	総務係
			企画情報課	
			社会福祉課	福祉第一係、福祉第二係
			保健福祉課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係
			地域保健課	健康増進係、医事難病係

3 支庁水産局及び支庁土木建築局に出張所又は管理所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

空港建設局	土木建築局	水産局	農林局										環境衛生部										
			農村林業部																				
			家畜衛生部	農業普及部	農政部	保健環境課	環境保全課	動班	食品衛生監視機	衛生指導課													
工務課	業務課	工務第一課	工務第二課	維持管理課	用地課	総務課	漁港課	水産課	業務課	森林整備課	林業課	農村整備課	家畜衛生課	島前地域指導課	島後地域指導課	農業振興課	総務課	保健環境課	環境保全課	動班	食品衛生監視機	衛生指導課	
第三係、建設第四係	建設第一係、建設第二係、建設第三係、用地係	河川砂防係、港湾係	係	道路建設第一係、道路建設第二係	係	管理係、維持係、銚子ダム管理	用地係	庶務係、業務係、建築係	建設第一係、建設第二係	調整係、指導係	庶務係、管理係、用地係	林道係、治山係	林業係、指導班	調査防災係、農村農道整備係			振興係、畜産係	総務係、用地管理係	管理係、地域保健係				

名 称	位 置
隠岐支庁水産局島前出張所	隠岐郡西ノ島町
隠岐支庁土木建築局島前出張所	隠岐郡西ノ島町
隠岐支庁土木建築局隠岐空港管理所	隠岐郡西郷町

4 支庁土木建築局島前出張所に、次の表の上欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

業務課	総務係、用地管理係	係
工務課	工務第一係、工務第二係、工務第三係	

5 支庁農林局農業普及部島前地域指導課は、隠岐郡西ノ島町に置く。

6 支庁農林局農業普及部は、地域農業改良普及センター条例（昭和三十三年島根県条例第二十九号）の規定により設置された地域農業改良普及センターとする。

7 局、部、課、出張所及び管理所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務局
総務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 職員の厚生に関すること。
- 三 合同庁舎及び職員宿舎の管理に関すること。
- 四 島前集合庁舎の管理に関すること（庁舎管理者の業務を除く。）。
- 五 情報通信ネットワークの管理に関すること。
- 六 情報公開に関すること。
- 七 旅券に関すること。
- 八 消費者保護に関すること。
- 九 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関すること。
- 十 同和対策に関すること。
- 十一 人権施策の調整に関すること。
- 十二 消防防災に関すること。

- 十三 防災行政無線に関する事。
- 十四 災害対策等の連絡調整に関する事。
- 十五 災害救助法の施行に関する事。
- 十六 景観対策に関する事。
- 十七 島根県選挙管理委員会事務局の支局に関する事。
- 十八 他局及び局内他課の所掌に属しない事項に関する事。

地域振興観光課

- 一 町村の振興施策の支援及び町村との連絡調整に関する事。
- 二 広域振興施策その他地域振興に関する事。
- 三 地域振興プロジェクトチームに関する事。
- 四 広聴及び広報に関する事。
- 五 地方分権及び広域行政の推進に関する事。
- 六 島根県中期計画及び島根県長期計画の推進に関する事。
- 七 離島振興に関する事。
- 八 土地利用の調整に関する事。
- 九 観光に関する事。

会計課

- 一 出納事務に関する事。
- 二 支庁において集中管理する県有自動車に関する事。

税務課

- 一 県税及び県税に係る附帯金の賦課徴収並びにこれらの収納管理に関する事。
- 二 徴収嘱託を受けた他の地方団体の税の徴収に関する事。

健康福祉局

総務企画部

総務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 局の所掌に属する事項のうち、他部及び他課の所掌に属しない事項に関する事。

企画情報課

- 一 保健、医療、福祉及び環境の総合相談に関する事。
- 二 保健、医療、福祉及び環境の情報サービスに関する事。
- 三 保健、医療、福祉及び環境の調査研究の企画調整に関する事。
- 四 研修に関する事。
- 五 地域保健福祉協議会に関する事。
- 六 保健、医療、福祉及び環境に係る地域プランの総合的調整に関する事。

保健福祉部

福祉と保健及び医療との連絡調整に関する事（環境衛生部の所掌に属するものを除く。）。

環境衛生部

環境と保健及び医療との連絡調整に関する事（保健福祉部の所掌に属するものを除く。）。

保健環境課

保健、医療及び環境の調整に関する事。

農林局

農政部

総務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 工事に係る入札及び契約に関する事。
- 三 土地改良事業等に伴う用地等の取得及び補償に関する事。
- 四 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- 五 農地等の換地及び交換分合に関する事。
- 六 土地改良区に関する事。
- 七 土地改良資金に関する事。
- 八 局の所掌に属する事項のうち、他部及び部内他課の所掌に属しない事項に関する事。

農業振興課

- 一 地域農業の活性化対策に関する事。
- 二 地域農政推進対策事業に関する事。

- 三 農業経営基盤強化の促進に関すること。
 - 四 中山間地域等直接支払事業に関すること。
 - 五 農山漁村女性・高齢者対策に関すること。
 - 六 農業振興地域の整備に関すること。
 - 七 農地の調整に関すること。
 - 八 自作農財産の取得、管理及び処分に関すること。
 - 九 農業金融（土地改良資金及び農業改良資金を除く。）に関すること。
 - 十 農業協同組合等に関すること。
 - 十一 山村振興等対策に関すること。
 - 十二 経営構造対策に関すること。
 - 十三 主要食糧の流通改善に関すること。
 - 十四 生産調整の推進に関すること。
 - 十五 農作物、繭、家畜及び畜産物の生産、加工及び流通に関すること。
 - 十六 土壌改良、肥料及び農業機械に関すること。
 - 十七 農薬販売業者及び病害虫防除業者の取締り等に関すること。
 - 十八 品質表示の適正化に関すること。
 - 十九 家畜商に関すること。
 - 二十 畜産経営における環境対策に関すること。
 - 二十一 家畜の改良増殖に関すること。
 - 二十二 養蜂に関すること。
 - 二十三 家畜の飼料対策に関すること。
 - 二十四 畜産関係補助事業に関すること。
 - 二十五 指定助成事業の指導推進に関すること。
- 農業普及部
地域指導課
- 一 担当区域における農業改良普及指導の企画調整に関すること。
 - 二 担当区域における生活改善の普及指導に関すること。
 - 三 農業の担い手の育成指導に関すること。
 - 四 農業改良資金に関すること。

- 五 農業技術の普及指導に関すること。
 - 六 技術情報の提供に関すること。
- 家畜衛生部
家畜衛生課
- 家畜衛生向上と地域農林業振興施策との連絡調整に関すること。
- 農村林業部
農村整備課
- 一 土地改良事業に係る企画及び調査に関すること。
 - 二 土地改良事業の実施及び指導に関すること。
 - 三 農地防災事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
 - 四 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
 - 五 土地改良事業等に係る設計基準に関すること。
 - 六 農業水利の調整に関すること。
 - 七 地すべり防止区域の管理に関すること（農地に係るものに限る。次号において同じ。）。
 - 八 海岸保全区域の管理に関すること。
- 林業課
- 一 林業行政の連絡調整に関すること。
 - 二 森林吸収源対策に関すること。
 - 三 森林の流域管理システムの推進に関すること。
 - 四 森林計画及び林業経営の指導に関すること。
 - 五 森林組合等に関すること。
 - 六 林業金融に関すること。
 - 七 入会林野整備に関すること。
 - 八 林業・木材産業構造改革事業（林道事業に係るものを除く。）に関すること。
 - 九 林業労働力対策に関すること。
 - 十 林業の改良普及に関すること。
 - 十一 森林に対する県民理解の促進に関すること。

- 十二 木質資源の活用対策に関する事。
- 十三 特用林産物の振興対策に関する事。
- 十四 造林及び間伐に関する事。
- 十五 林業種苗に関する事。
- 十六 分収林に関する事。
- 十七 緑化の推進に関する事。
- 十八 森林国営保険に関する事。
- 十九 森林病虫害等の防除に関する事。
- 二十 森林の火災予防に関する事。
- 二十一 野生鳥獣の保護及び狩猟に関する事。
- 二十二 希少野生動植物（鳥獣に限る。）の種の保存に関する事。
- 二十三 森林整備地域活動支援交付金事業に関する事。

森林整備課

- 一 林業・木材産業構造改革事業（林道事業に係るものに限る。）に関する事。
- 二 林道事業に関する事。
- 三 保安林に関する事。
- 四 林地の開発許可に関する事。
- 五 治山事業に関する事。
- 六 保安施設地区の管理に関する事。
- 七 地すべり防止区域の管理及び地すべり防止事業に関する事（林地に係るものに限る。）。
- 八 林地荒廃防止施設並びに林地及び林道の災害復旧事業に関する事。

水産局

業務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 水産関係の工事に係る入札及び契約に関する事。
- 三 水産業協同組合等に関する事。
- 四 水産金融に関する事。
- 五 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関する事。

- 六 農林水産省所管の国有海浜地等（漁港に係るものに限る。）の管理及び処分に関する事。
- 七 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関する事。
- 八 漁港事業等に係る土地等の登記に関する事。
- 九 公有水面の埋立てに関する事（漁港に係るものに限る。次号において同じ。）。
- 十 砂利採取計画の認可に関する事。
- 十一 港勢調査に関する事。
- 十二 局の所掌に属する事項のうち、他課の所掌に属しない事項に関する事。

水産課

- 一 漁業の免許及び許可に関する事。
- 二 漁船及び小型船舶に関する事。
- 三 漁業の調整及び取締りに関する事。
- 四 漁業の利用調整に関する事。
- 五 漁業環境の保全及び漁業被害対策に関する事。
- 六 栽培漁業の振興に関する事。
- 七 水産資源の保護及び管理に関する事。
- 八 水産業の改良普及に関する事。
- 九 水産業の担い手の育成対策に関する事。
- 十 漁業経営構造改善に関する事。
- 十一 水産物の生産、加工及び流通に関する事。
- 十二 水産物卸売市場に関する事。
- 十三 隠岐海区漁業調整委員会に関する事。
- 十四 漁場の整備事業に関する事。

漁港課

- 一 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関する事。
- 二 漁港関連道工事の執行に関する事。
- 三 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。

- 四 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。
- 五 漁港施設用地の利用計画に関する事。

島前出張所

- 一 水産業の改良普及に関する事。
- 二 漁港の工事の執行に関する事。
- 三 漁港関連道工事の執行に関する事。
- 四 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。
- 五 海岸保全区域の工事の執行に関する事（漁港に係るものに限る。）。
- 六 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。

土木建築局

総務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。
- 三 建設業に関する事。
- 四 建設工事統計及び建設業務統計に関する事。
- 五 水防に関する事。
- 六 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事（技術に関するものを除く。）。
- 七 建築物の建築基準及び建築士に関する事。
- 八 宅地造成等規制法の施行に関する事。
- 九 宅地建物取引業に関する事。
- 十 町村等の建築物（国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導及び検査に関する事。
- 十一 県営住宅の管理に関する事。
- 十二 住宅の需給計画に関する事。
- 十三 がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。
- 十四 住宅地区改良事業等に関する事。
- 十五 市街地再開発事業（土木部建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関する事。

- 十六 建築の統計に関する事。

- 十七 住宅金融公庫及び住宅・都市整備公団からの受託業務に関する事。
- 十八 県有建築物の建築及び修繕工事に関する事。
- 十九 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。

- 二十 建築工事及び修繕工事の検査に関する事。

- 二十一 優良住宅の認定に関する事。

- 二十二 局の所掌に属する事項のうち、他課の所掌に属しない事項に関する事。
用地課

- 一 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。

維持管理課

- 一 道路の管理及び工事（維持修繕工事に限る。次号、第四号及び第五号において同じ。）の執行に関する事。
- 二 河川の管理及び工事の執行に関する事。
- 三 港湾の管理に関する事。
- 四 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。次号及び第十一号から第十三号までにおいて同じ。）。
- 五 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。
- 六 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- 七 都市計画区域の管理に関する事。
- 八 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関する事（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。
- 九 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事。
- 十 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。
- 十一 屋外広告物に関する事。
- 十二 公有水面の埋立てに関する事。

十三 砂利採取法の施行に関する事。

十四 採石法の施行に関する事。

十五 優良宅地の認定に関する事。

十六 洪水予報及び洪水調節に関する事。

十七 ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事。

十八 第一号から第五号まで、第七号及び第八号に係る公共土木施設の台帳の調製及び保管に関する事。

工務第一課

一 道路の工事（維持修繕工事を除く。）の執行に関する事。

二 都市計画事業の施行に関する事。

三 前二号に係る公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関する事。

四 国又は県が補助する市町村公共土木事業（道路事業及び都市計画事業に関するものに限る。）の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限る。）。

五 第一号から第三号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

工務第二課

一 河川の工事の執行に関する事（維持修繕工事を除く。第三号及び第四号において同じ。）。

二 港湾の工事の執行に関する事。

三 海岸保全区域の工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。次号及び第五号において同じ。）。

四 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関する事。

五 前各号に係る公共土木施設災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。

六 国又は県が補助する市町村公共土木事業（工務第一課の所掌に属するもの及び港湾に係るものを除く。）の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限る。）。

七 第一号から第五号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

島前出張所

業務課

一 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。

二 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。

三 都市計画区域の管理に関する事。

四 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関する事（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。

五 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事。

六 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。

七 屋外広告物に関する事。

八 公有水面の埋立てに関する事（土木部の所掌に属するものに限る。次号及び第十五号において同じ。）。

九 砂利採取計画の認可に関する事。

十 優良宅地の認定に関する事。

十一 道路の管理及び工事（維持修繕工事に限る。次号、第十四号及び第十五号において同じ。）の執行に関する事。

十二 河川の管理及び工事の執行に関する事。

十三 港湾の管理に関する事。

十四 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事。

十五 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。

十六 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。

十七 洪水予報及び洪水調節に関する事。

十八 ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事。

十九 第三号、第四号及び第十一号から第十五号までに係る公共土木施設の台帳の調製及び保管に関する事。

二十 島前集合庁舎の管理に関する事（庁舎管理者の業務に限る。）。

工務課

- 一 道路、河川の工事の執行に関すること（維持修繕工事を除く。第四号及び第五号において同じ。）。
 - 二 港湾の工事の執行に関すること。
 - 三 都市計画事業の執行に関すること。
 - 四 海岸保全区域の工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。次号及び第六号において同じ。）。
 - 五 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関すること。
 - 六 前各号に係る公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
 - 七 国又は県が補助する市町村公共土木工事の指導及び監督に関すること。
 - 八 第一号から第六号までに係る公共土木施設台帳の調製に関すること。
- 隠岐空港管理所
空港及びその附属施設の管理に関すること。
- 空港建設局
業務課
- 一 庶務に関すること。
 - 二 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
 - 三 空港建設の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
 - 四 空港建設の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
 - 五 局の所掌に属する事項のうち、他課の所掌に属しない事項に関すること。
- 工務課
空港に係る工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- (総務事務所)
第三十条 島根県行政機関等設置条例（昭和五十二年島根県条例第一号）第二条第一項の規定により設置された総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

2 次の上欄に掲げる総務事務所は、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

名称	位置	所管区域
松江総務事務所	松江市	松江市、安来市、八束郡、能義郡
木次総務事務所	大原郡木次町	仁多郡、大原郡、飯石郡
出雲総務事務所	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡
川本総務事務所	邑智郡川本町	大田市、邇摩郡、邑智郡
浜田総務事務所	浜田市	浜田市、江津市、那賀郡
益田総務事務所	益田市	益田市、美濃郡、鹿足郡

総務事務所	課	係
松江総務事務所	総務課	総務係
	地域振興課	地域振興係
	会計課	
	課税第一課	不動産税第一係、不動産税第二係
	課税第二課	法人・自動車税係、個人・軽油税係
	納税課	収税第一係、収税第二係、収納管理係
	総務課	総務係
	地域振興課	地域振興係
	会計課	
	課税課	課税第一係、課税第二係、課税第三係
出雲総務事務所	納税課	収税係、収納管理係
	総務課	総務係
	地域振興課	地域振興係
	会計課	
浜田総務事務所	課税課	課税第一係、課税第二係
	納税課	納税係
	総務課	総務係
	地域振興課	地域振興係
益田総務事務所	納税課	納税係
	総務課	総務係
	地域振興課	地域振興係
	会計課	

木次総務事務所		地域振興課	地域振興係
川本総務事務所		会計課	
税務課		課税係、納税係	

3 川本総務事務所に分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
川本総務事務所大田分室	大田市

4 課及び分室の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に関すること。
 - 二 職員の厚生に関すること。
 - 三 合同庁舎及び職員宿舍の管理に関すること。
 - 四 情報通信ネットワークの管理に関すること。
 - 五 情報公開に関すること。
 - 六 旅券に関すること（松江総務事務所を除く。）。
 - 七 消費者保護に関すること。
 - 八 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関すること。
 - 九 同和対策に関すること。
 - 十 人権施策の調整に関すること。
 - 十一 消防防災に関すること。
 - 十二 防災行政無線に関すること。
 - 十三 災害対策等の連絡調整に関すること。
 - 十四 災害救助法の施行に関すること。
 - 十五 景観対策に関すること。
 - 十六 島根県選挙管理委員会事務局の支局に関すること。
 - 十七 他課の所掌に属しない事項に関すること。
- 地域振興課
- 一 市町村の振興施策の支援及び市町村との連絡調整に関すること。

- 二 広域振興施策その他地域振興に関すること。
- 三 地方機関の連絡調整に関すること。
- 四 地域振興プロジェクトチーム及び地域政策推進会議に関すること。
- 五 広聴及び広報に関すること。
- 六 地方分権及び広域行政の推進に関すること。
- 七 島根県中期計画及び島根県長期計画の推進に関すること。
- 八 土地利用の調整に関すること。

会計課

- 一 出納事務に関すること。
- 二 総務事務所において集中管理する県有自動車に関すること。

税務課

- 一 県税及び県税に係る附帯金の賦課徴収並びにこれらの収納管理に関すること。
- 二 徴収嘱託を受けた他の地方団体の税の徴収に関すること。

課税課、課税第一課及び課税第二課

県税及び県税に係る附帯金の賦課に関すること。

納税課

- 一 県税及び県税に係る附帯金の徴収並びにこれらの収納管理に関すること。
- 二 徴収嘱託を受けた他の地方団体の税の徴収に関すること。

大田分室

- 一 大田市及び邇摩郡における県税及び県税に係る附帯金の徴収並びにこれらに係る申告、申請等に関すること。
- 二 旅券に関すること。

5 浜田総務事務所にあつては、前項に規定するもののほか、川本総務事務所及び益田総務事務所の所管区域における振興施策の調整に関する事務を所掌するものとする。

(中山間地域研究センター)

第三十一条 島根県中山間地域研究センター条例（平成十四年島根県条例第六十一号）第二十条の規定により設置された中山間地域研究センターは、飯石郡赤来町に置く。

2 中山間地域研究センターに、次の表の上欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる課又は科を置き、同欄に掲げる課又は科に同表の下欄に掲げる係を置く。

部	課 又 は 科		係
企画管理部	総務課	地域研究課	総務係
総合技術部	資源環境科、鳥獣対策科		
森林林業部	森林林業育成科、森林保護科、木材利用科		

3 部、課及び科の所掌事務は、次のとおりとする。

企画管理部

総務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 施設の維持管理に関すること。
- 三 地域研究課及び科の所掌に属さない事項に関すること。

地域研究課

- 一 中山間地域の振興のための調査研究に関すること。
- 二 中山間地域の振興事業に関すること。
- 三 中山間地域の振興のための情報の収集及び提供に関すること。

総合技術部

資源環境科

- 一 中山間地域の農畜産業の試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 特用林産物の調査研究及び技術指導に関すること。

鳥獣対策科

野生鳥獣による被害防止対策の調査研究及び技術指導に関すること。

森林林業部

森林林業育成科

育種、育苗並びに森林の更新及び保育の調査研究並びに技術指導に関すること。

森林保護科

森林保護の調査研究及び技術指導に関すること。

木材利用科

一 林業経営及び森林立地の調査研究及び技術指導に関すること。

二 木材の調査研究及び技術指導に関すること。

(しまね海洋館)

第三十二条 島根県立しまね海洋館条例(平成十一年島根県条例第四十七号)第一条の規定により設置されたしまね海洋館は、浜田市及び江津市に置く。

2 しまね海洋館の業務は、次のとおりとする。

- 一 水生生物に関する展示及び調査研究に関すること。
- 二 水生生物に関する学習の機会の提供に関すること。
- 三 自然保護の普及啓発に関すること。
- 四 遊空間の創造に関すること。

(高度情報化センター)

第三十三条 島根県立高度情報化センター条例(平成十一年島根県条例第九号)第二条の規定により設置された高度情報化センターの名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
東部情報化センター	松江市
中部情報化センター	大田市
西部情報化センター	浜田市

2 高度情報化センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 情報機器を設置してこれを利用させ、及び情報提供を行うこと。
- 二 情報機器の利用方法に関し必要な説明、助言、指導等を行い、及び講習会を開催すること。
- 三 情報機器を利用して、音声、映像等を複合的に組み合わせたソフトウェアの制作を行わせ、及びこれに関する展示会、講演会等を開催すること。

第四節 環境生活部の主管に属する機関

(消費者センター)

第三十四条 島根県消費者センター条例(昭和四十六年島根県条例第八号)第一条の規定により設置された消費者センターは、松江市に置く。

2 消費者センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

- 二 消費生活に関係の深い商品の試験に關すること。
- 三 消費者啓発のための研修、展示等に關すること。
- 四 消費者教育の推進に關すること。
- 五 消費生活に關する情報の収集に關すること。
- 六 消費者組織の育成指導に關すること。

(女性相談センター)

第三十五条 島根県女性相談センター条例(昭和三十九年島根県条例第十八号)第二条第一項の規定により設置された女性相談センターは、大田市に置く。

2 女性相談センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性に対し、生活各般の相談に應ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査を行い、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。

(男女共同参画センター)

第三十六条 島根県立男女共同参画センター条例(平成十一年島根県条例第十三号)第二条の規定により設置された男女共同参画センターは、大田市に置く。

2 男女共同参画センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 女性の抱える問題に關する相談を行うこと。
- 二 男女共同参画社会の形成に關する情報の収集及び提供並びに調査研究を行うこと。
- 三 男女共同参画社会の形成に關する研修会、催物等を開催すること。
- 四 調査研究、研修、催物等のためにセンターの施設及び設備を使用させること。

(美術館)

第三十七条 島根県立美術館条例(平成十年島根県条例第十九号)第二条の規定により設置された美術館は、松江市に置く。

2 美術館に、総務課、学芸課及び普及課を置く。

3 課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に關すること。
- 二 美術館協議会に關すること(学芸課の所掌に属するものを除く。)

- 三 美術館の施設等の利用に關すること。
- 四 他課の所掌に属しない事項に關すること。

学芸課

- 一 美術品及び美術に關する資料の収集、保管及び展示に關すること(普及課の所掌に属するものを除く。)
- 二 美術に關する専門的、技術的な調査及び研究に關すること。
- 三 美術館協議会の運営に關すること(学芸課の所掌に属するものに限る。)
- 四 他の美術館等との連携協力に關すること。

普及課

- 一 美術に關する教育・普及活動に關すること。
- 二 美術に關する図録、館報、所藏品目録等の美術情報の提供に關すること。
- 三 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に關する諸施設との協力及びその活動の援助に關すること。

(県民会館)

第三十八条 島根県立県民会館条例(昭和四十三年島根県条例第一号)第二条の規定により設置された県民会館の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
島根県民会館	松江市
石西県民文化会館	益田市

2 県民会館の業務は、次のとおりとする。

- 一 文化事業の企画及び実施に關すること。
- 二 貸ホール、貸会議室等の運営に關すること。

(三瓶自然館)

第三十九条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に關する条例(平成三年島根県条例第二十七号)第一条の規定により設置された三瓶自然館は、大田市に置く。

2 三瓶自然館の業務は、次のとおりとする。

- 一 自然保護の普及啓発及び調査研究に關すること。
- 二 自然保護に係る情報の収集及び提供に關すること。

- 三 動物、植物、地質、天文等に係る資料の展示等に関する事。
- 四 ビジュアルルームにおける天文又は自然に係る映像の上映に関する事。
- 五 三瓶小豆原埋没林公園における埋没木の展示等に関する事。

第五節 健康福祉部の主管に属する機関
(健康福祉センター)

第四十条 島根県行政機関等設置条例第三条第一項の規定により設置された健康福祉センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
松江健康福祉センター	松江市	松江市、安来市、八束郡、能義郡
木次健康福祉センター	大原郡木次町	仁多郡、大原郡、飯石郡
出雲健康福祉センター	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡
川本健康福祉センター	邑智郡川本町	大田市、邇摩郡、邑智郡
浜田健康福祉センター	浜田市	浜田市、江津市、那賀郡
益田健康福祉センター	益田市	益田市、美濃郡、鹿足郡

2 次の表の第一欄に掲げる健康福祉センターに、それぞれ同表の第二欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の第三欄に掲げる課又は班を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の第四欄に掲げる係を置く。

健康福祉センター	部	課又は班	係
松江健康福祉センター	総務企画部	総務課	総務係
		企画情報課	
	保健福祉部	社会福祉課	福祉第一係、福祉第二係
		保健福祉課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係
		地域保健課	健康増進係、医事難病係
	環境衛生部	衛生指導課	薬事営業係、健康安全係
		食品衛生監	
		視機動班	

出雲健康福祉センター				益田健康福祉センター				木次健康福祉センター					
環境衛生部		保健福祉部		総務企画部		環境衛生部		保健福祉部		総務企画部		環境衛生部	
衛生指導課	薬事営業係、健康安全係	地域保健課	健康増進係、医事難病係	企画情報課		環境保全課		衛生指導課	健康増進係、医事難病係	企画情報課		環境保全課	
食品衛生監		保健福祉課	福祉係	総務課	総務係	視機動班		食品衛生監		総務課	総務係	検査課	環境調整係、生活環境係
視機動班		社会福祉課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係	環境保全課		環境保全課		衛生指導課		企画情報課		検査第二係	
環境保全課	環境保全係	保健福祉課		社会福祉課	福祉第一係、福祉第二係	環境保全課		地域保健課	健康増進係、医事難病係	社会福祉課	福祉第一係、福祉第二係、福祉第三係	検査第一係	
総務課	総務係	環境保全課		環境衛生部		環境保全課		保健福祉課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係	保健福祉課		総務係	
企画情報課		環境保全課		環境衛生部		環境保全課		社会福祉課		社会福祉課		総務係	
社会福祉課	福祉第一係、福祉第二係、福祉第三係	環境保全課		環境衛生部		環境保全課		保健福祉課		社会福祉課		総務係	

川本健康福祉センター

保健福祉部				環境衛生部				総務企画部		保健福祉部		環境衛生部		保健福祉部	
保健福祉課		地域保健課		衛生指導課		食品衛生監		視機動班		環境保全課		総務課		企画情報課	
高齡者保健福祉係、障害者保健福祉係		健康増進係、医事難病係		薬事営業係、健康安全係						環境保全係		総務係		福祉第一係、福祉第二係	
										環境保全係				福祉第一係、福祉第二係	
										環境保全係				福祉第一係、福祉第二係	
										環境保全係				福祉第一係、福祉第二係	
										環境保全係				福祉第一係、福祉第二係	
										環境保全係				福祉第一係、福祉第二係	

3 川本健康福祉センター環境衛生部は、大田市に置く。

4 松江健康福祉センターに保健環境課を置き、同課に管理係及び地域保健係を置き、川本健康福祉センターに保健推進課を置き、同課に管理係及び地域保健係を置く。

5 部及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

総務課

一 庶務に関すること。

二 他部及び他課の所掌に属しない事項に関すること。

企画情報課

一 保健、医療、福祉及び環境の総合相談に関すること。

- 二 保健、医療、福祉及び環境の情報サービスに関すること。
- 三 保健、医療、福祉及び環境の調査研究の企画調整に関すること。
- 四 研修に関すること。
- 五 地域保健福祉協議会に関すること。
- 六 保健、医療、福祉及び環境に係る地域プランの総合的調整に関すること。

保健福祉部
福祉と保健及び医療との連絡調整に関すること（環境衛生部の所掌に属するものを除く。）。

環境衛生部

環境と保健及び医療との連絡調整に関すること（保健福祉部の所掌に属するものを除く。）。

保健環境課

保健、医療及び環境の調整に関すること。

保健推進課

保健及び医療の調整に関すること。

（福祉事務所）

第四十一条 島根県行政機関等設置条例第四条第一項の規定により、福祉に関する事務所として設置された福祉事務所は、支庁又は健康福祉センターに併置し、その名称、位置、所管区域及び併置する支庁又は健康福祉センターは、次の表のとおりである。

名称	位置	所管区域	併置する支庁又は健康福祉センター
東部福祉事務所	松江市	八束郡、能義郡	松江健康福祉センター
雲南福祉事務所	大原郡木次町	仁多郡、大原郡、飯石郡	木次健康福祉センター
簸川福祉事務所	出雲市	簸川郡	出雲健康福祉センター
県央福祉事務所	邑智郡川本町	邇摩郡、邑智郡	川本健康福祉センター
那賀福祉事務所	浜田市	那賀郡	浜田健康福祉センター
西部福祉事務所	益田市	美濃郡、鹿足郡	益田健康福祉センター
隠岐福祉事務所	隠岐郡西郷町	隠岐郡	隠岐支庁

2 福祉事務所が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第五項に規定する事務以外の事務を分掌する場合には、次の表の上欄に掲げる福祉事務所は、前項の所管区域のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる市の区域を所管するものである。

福祉事務所	市
東部福祉事務所	松江市、安来市
簸川福祉事務所	出雲市、平田市
県央福祉事務所	大田市
那賀福祉事務所	浜田市、江津市
西部福祉事務所	益田市

3 次の表の第一欄に掲げる福祉事務所に、それぞれ同表の第二欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の第三欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の第四欄に掲げる係を置く。

福祉事務所	部	課	係
東部福祉事務所	総務企画部	総務課	総務係
簸川福祉事務所	総務企画部	企画情報課	
那賀福祉事務所	保健福祉部	社会福祉課	福祉第一係、福祉第二係
西部福祉事務所	保健福祉部	保健福祉課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係
隠岐福祉事務所	保健福祉部	保健福祉課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係
雲南福祉事務所	総務企画部	企画情報課	総務係
県央福祉事務所	保健福祉部	社会福祉課	福祉第一係、福祉第二係、福祉第三係
	保健福祉部	保健福祉課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係

4 雲南福祉事務所、県央福祉事務所及び隠岐福祉事務所に家庭児童相談室を置く。
 5 部及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

他部及び他課の所掌に属しない事項に関すること。

企画情報課

- 一 地域保健福祉協議会に関すること。
- 二 老人保健福祉計画及び障害者プランの総合的調整に関すること。

保健福祉部

社会福祉課

- 一 民生委員及び児童委員に関すること。
- 二 老人福祉に関すること。
- 三 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 四 児童福祉に関すること。
- 五 青少年対策に関すること。
- 六 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関すること。
- 七 児童扶養手当に関すること。
- 八 女性相談に関すること。
- 九 福祉団体の育成指導に関すること。
- 十 生活保護に関すること。
- 十一 地域福祉の推進に関すること。

保健福祉課

- 一 老人保健福祉計画の推進に関すること。
- 二 介護保険に関すること。
- 三 老人医療に関すること。
- 四 身体障害者福祉に関すること。
- 五 知的障害者福祉に関すること。
- 六 障害者プランの推進に関すること。

(保健所)

第四十二条 島根県保健所条例（昭和三十九年島根県条例第六号）第二条の規定により設置された保健所は、支庁又は健康福祉センターに併置し、その名称、位置、管轄区域及び併置する支庁又は健康福祉センターは、次の表のとおりである。

2 保健所に支所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	併置する支庁又は健康福祉センター
松江保健所	松江市	松江市、安来市、八束郡、能義郡	松江健康福祉センター
雲南保健所	大原郡木次町	仁多郡、大原郡、飯石郡	木次健康福祉センター
出雲保健所	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡	出雲健康福祉センター
県央保健所	邑智郡川本町	大田市、邇摩郡、邑智郡	川本健康福祉センター
浜田保健所	浜田市	浜田市、江津市、那賀郡	浜田健康福祉センター
益田保健所	益田市	益田市、美濃郡、鹿足郡	益田健康福祉センター
隠岐保健所	隠岐郡西郷町	隠岐郡	隠岐支庁

3 次の表の第一欄に掲げる保健所に、それぞれ同表の第二欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の第三欄に掲げる課又は班を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の第四欄に掲げる係を置く。

名称	位置
松江保健所能義支所	能義郡広瀬町
県央保健所大田支所	大田市
隠岐保健所黒木支所	隠岐郡西ノ島町

保健所	部		係
	総務企画部	保健福祉部	
松江保健所	総務課	企画情報課	総務係
	保健福祉課	地域保健課	高齢者保健福祉係、障害者保健福祉係
環境衛生部	衛生指導課	食品衛生監	健康増進係、医事難病係
	視機動班	環境保全課	薬事営業係、健康安全係

4 県央保健所環境衛生部は、大田市に置く。

保健所	環境衛生部		保健福祉部		総務企画部	
	環境保全課	視機動班	保健福祉課	地域保健課	企画情報課	総務課
松江保健所	環境保全課	視機動班	保健福祉課	地域保健課	企画情報課	総務課
雲南保健所	環境保全課	視機動班	保健福祉課	地域保健課	企画情報課	総務課
出雲保健所	環境保全課	視機動班	保健福祉課	地域保健課	企画情報課	総務課
県央保健所	環境保全課	視機動班	保健福祉課	地域保健課	企画情報課	総務課
益田保健所	環境保全課	視機動班	保健福祉課	地域保健課	企画情報課	総務課
隠岐保健所	環境保全課	視機動班	保健福祉課	地域保健課	企画情報課	総務課

5 松江保健所能義支所、県央保健所大田支所及び隠岐保健所黒木支所に管理係及び地域保健係を置く。

6 部、課、班及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

総務課

他部及び他課の所掌に属しない事項に関する事。

企画情報課

一 地域保健福祉協議会に関する事。

二 保健、医療及び環境に係る地域プランの総合的調整に関する事。

保健福祉部

保健福祉課

一 老人保健福祉計画の推進に関する事。

二 介護保険に関する事。

三 老人医療に関する事。

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。

五 障害者プランの推進に関する事。

地域保健課

一 地域保健医療計画に関する事。

二 病院、診療所その他の医療施設に関する事。

三 結核の予防に関する事。

四 特定疾患に関する事。

五 環境汚染に係る健康被害に関する事。

六 原爆被爆者の健康管理に関する事。

七 生活習慣病の予防に関する事。

八 老人保健に関する事。

九 衛生教育に関する事。

十 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関する事。

十一 保健統計に関する事。

十二 死体の解剖保存に関する事。

十三 栄養の改善及び指導に関する事。

十四 栄養士及び調理師に関する事。

十五 健康増進に関する事。

十六 歯科保健に関する事。

十七 母子保健に関する事。

十八 保健指導に関する事。

十九 保健師の指導に関する事。

二十 医療社会事業に関する事。

環境衛生部

衛生指導課

一 感染症及び伝染病の予防に関する事。

二 温泉に関する事。

三 薬剤師、理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関する事。

四 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び水泳場の衛生に関する事。

五 墓地、火葬場等に関する事。

六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。

七 薬事、毒物劇物及び生薬に関する事。

八 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤に関する事。

九 血液に関する事。

十 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。

十一 緊急用血清等に関する事。

十二 食品衛生に関する事。

十三 水道及び飲料水に関する事。

十四 と畜場及びと畜に関する事。

十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。

十六 化製場等に関する事。

十七 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関する事。

十八 動物の愛護及び管理に関する事。

十九 動物管理センターの管理運営に関すること（出雲保健所に限る。）。

食品衛生監視機動班

一 食品衛生に関すること。

二 水道及び飲料水に関すること。

環境保全課

一 環境保全思想の普及啓発に関すること。

二 大気汚染及び水質汚濁の防止に関すること。

三 土壌汚染対策に関すること。

四 騒音、振動及び悪臭の防止対策の指導に関すること。

五 公害苦情の処理及び公害防止管理者の指導に関すること。

六 廃棄物の適正処理に関すること。

七 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること。

八 浄化槽に関すること。

九 特定建築物の衛生管理に関すること。

十 ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関すること。

検査課

衛生上の試験及び検査に関すること。

能義支所

安来市及び能義郡の保健、医療及び環境に関すること。

大田支所

大田市及び大田郡の保健及び医療に関すること。

黒木支所

隠岐郡海士町、西ノ島町及び知夫村の保健、医療及び環境に関すること。

（保健環境科学研究所）

第四十三條 島根県立保健環境科学研究所条例（昭和三十九年島根県条例第十二号）第二

条の規定により設置された保健環境科学研究所は、松江市に置く。

2 保健環境科学研究所に総務課を置き、同課に総務係を置く。

3 保健環境科学研究所に、次の表の上欄に掲げる部及び原子力環境センター（以下この

科を置く。

部 等 科

保健科学部 感染症疫学科、生活科学科

環境科学部 大気環境科、水環境科、放射能科

原子力環境センター

4 課及び部等の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 庶務に関すること。

二 部等の所掌に属しない事項に関すること。

保健科学部

感染症疫学科

一 病原微生物及び人畜共通疾患の検査及び調査研究に関すること。

二 病理学的検査に関すること。

三 衛生動物の調査研究に関すること。

生活科学科

一 食品、食品添加物等の試験及び調査研究に関すること。

二 医薬品、家庭用品等の試験及び調査研究に関すること。

三 温泉の分析及び調査研究に関すること。

環境科学部

大気環境科

一 大気汚染に関する試験及び調査研究に関すること。

二 騒音、振動、悪臭等に関する試験及び調査研究に関すること。

水環境科

一 水質に関する試験及び調査研究に関すること。

二 有害化学物質（他科の所掌に属するものを除く。）に関する試験及び調査研究

に関すること。

放射能科

環境放射能等の試験及び調査研究に関すること（原子力発電所に係るものを除く。）。

原子力環境センター

- 一 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視、調査研究及びその広報に関すること。
- 二 緊急時の環境放射能等の調査解析研究に関すること。

（総合福祉センター）

第四十四条 島根県立総合福祉センター条例（平成七年島根県条例第十三号）第二条の規定により設置された総合福祉センターの名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
東部総合福祉センター	松江市
西部総合福祉センター	浜田市

2 総合福祉センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 高齢者及び障害者に関する各種の相談に関すること。
- 二 社会福祉事業従事者の確保に関すること。
- 三 介護に関する知識及び技術並びに福祉用具の普及に関すること。
- 四 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の製作及び貸出しに関すること（西部総合福祉センターに限る。）。

- 五 聴覚障害者用ビデオカセットテープの製作及び貸出しに関すること。
- 六 貸研修室等の運営に関すること。

（県立病院）

第四十五条 島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年島根県条例第六十一号）第二条第二項の規定により設置された県立病院の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
中央病院	出雲市
湖陵病院	簸川郡湖陵町

2 中央病院に、次の表の第一欄に掲げる局又は室を置き、同欄に掲げる局にそれぞれ同表の第二欄に掲げる部を置き、同表の第一欄に掲げる局若しくは室又は同表の第二欄に掲げる部にそれぞれ同表の第三欄に掲げる課又は科を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の第四欄に掲げる係を置く。

医療局		局又は室	部	課 又は 科	係
外科診療部	内科診療部	中央診療部	事務局	総務課	庶務係、施設管理係
				経営企画課	経営係、業務係
				総合診療科	
				リハビリテーション科	
				放射線科	
				内視鏡科	
				検査診断科	
				病理組織診断科	
				精神神経科	
				神経内科	
				呼吸器科	
				消化器科	
				循環器科	
				アレルギー科	
				血液免疫科	
				内分泌代謝科	
外科					
整形外科					
脳神経外科					
呼吸器外科					
心臓血管外科					
泌尿器科					
腎臓科					

看護局				医療技術局																						
第一総合病棟看護部		看護部	母性小児病棟看護部	外来看護部	中央診療看護部	救命救急看護部																				
胸部総合病棟看護科	脳神経総合病棟看護科	リハ総合病棟看護科	母性小児病棟看護科	外来看護科	中央診療看護科	手術看護科	集中治療看護科	救命救急病棟看護科	救命救急外来看護科	リハビリテーション技術科	臨床工学科	栄養管理科	検査技術科	放射線技術科	薬剤科	産婦人科	小児外科	小児科	手術科	麻酔科	救命救急科	歯科	耳鼻咽喉科	眼科	皮膚科	形成外科

地域医療連携室	第一総合病棟看護部	内科総合病棟看護科
医療情報管理科	外科総合病棟看護科	腹部総合病棟看護科
地域医療連携	地域医療連携携科	

3 前項に規定する診療科のほか、医療局に地域医療科を置く。
 4 湖陵病院に、次の表の上欄に掲げる局を置き、同欄に掲げる局にそれぞれ同表の中欄に掲げる課又は科を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

局	課 又は 科	係
事務局	総務課	庶務係、会計係
医療局	業務課	施設係、医務係、栄養管理係
看護局	第一精神神経科	
	第二精神神経科	
	リハビリテーション科	
	デイ・ケア科	
	臨床検査科	
	薬剤科	
	医療相談科	

5 中央病院の局、室及び課の所掌事務は、次のとおりとする。
 事務局
 情報システムに関すること。
 総務課
 一 庶務に関すること。
 二 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。
 三 病院施設の維持管理に関すること。
 四 他課の所掌に属しない事項に関すること。

経営企画課

- 一 経営計画に関すること。
- 二 経営分析に関すること。
- 三 出納その他会計事務に関すること。
- 四 診療報酬等の請求に関すること。
- 五 物品等の購入管理に関すること。

医療局

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 医療の向上のための研究に関すること。
- 三 地域保健医療に関すること。

医療技術局

- 一 調剤及び製剤並びに医薬品（衛生材料を除く。）の検査、保管及び出納に関すること。
- 二 診療放射線に関すること。
- 三 化学、病菌及び病理の検査その他医学的検査に関すること。
- 四 入院患者の給食に関すること。
- 五 患者の栄養指導に関すること。
- 六 生命維持管理装置の運用に関すること。
- 七 リハビリテーションに関すること。

看護局

患者の看護及び診療の補助に関すること。

地域医療連携室

- 一 地域の医療機関等との連携に関すること。
- 二 医療相談に関すること。
- 三 診療記録の管理に関すること。

6 湖陵病院の局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

総務課

- 一 庶務に関すること。

二 経営分析に関すること。

- 三 出納その他会計事務に関すること。
- 四 物品等の購入管理に関すること。
- 五 他課の所掌に属しない事項に関すること。

業務課

- 一 診療報酬等の請求に関すること。
- 二 診療記録の管理に関すること。
- 三 入院患者の給食に関すること。
- 四 患者の栄養指導に関すること。
- 五 病院施設の維持管理に関すること。

医療局

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 医療の向上のための研究に関すること。
- 三 リハビリテーションに関すること。
- 四 デイ・ケアに関すること。
- 五 化学、病菌及び病理の検査その他医学的検査に関すること。
- 六 診療放射線に関すること。
- 七 調剤及び製剤並びに医薬品（衛生材料を除く。）の検査、保管及び出納に関すること。
- 八 医療相談に関すること。

看護局

患者の看護及び診療の補助に関すること。

(高等看護学院)

第四十六条 島根県立高等看護学院条例（昭和四十一年島根県条例第六十二号）第二条の規定により設置された高等看護学院の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
松江高等看護学院	松江市
石見高等看護学院	益田市

- 2 高等看護学院の業務は、次のとおりとする。
 看護師の養成を行うこと。
 (児童相談所)

第四十七条 島根県児童相談所条例(昭和三十九年島根県条例第十七号)第二条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
中央児童相談所	松江市	松江市、安来市、八束郡、能義郡、隠岐郡
出雲児童相談所	出雲市	出雲市、平田市、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡
浜田児童相談所	浜田市	浜田市、大田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡
益田児童相談所	益田市	益田市、美濃郡、鹿足郡

- 2 次の表の上欄に掲げる児童相談所に、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

児童相談所		課
中央児童相談所	出雲児童相談所	総務企画課、相談課、判定保護課
浜田児童相談所	益田児童相談所	相談課、判定保護課

- 3 課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

- 一 庶務に関すること。
 - 二 主要事業の企画運営に関すること。
 - 三 児童の措置に関すること。
 - 四 他の児童相談所との連絡調整に関すること。
 - 五 児童福祉統計の総括に関すること。
 - 六 他課の所掌に属しない事項に関すること。
- 相談課(中央児童相談所にあつては、第三号及び第四号に規定する事務に限る。)
- 一 庶務に関すること。
 - 二 児童の措置に関すること。

- 三 児童に関する問題の相談に関すること。
 - 四 児童及びその家庭の調査に関すること。
 - 五 他課の所掌に属しない事項に関すること。
- 判定保護課
- 一 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定に関すること。
 - 二 児童及びその家庭の指導に関すること。
 - 三 児童の一時保護に関すること。

と。

- 第四十八条 島根県立わかたけ学園条例(昭和三十九年島根県条例第二十二号)第二条の規定により、児童自立支援施設として設置されたわかたけ学園は、八束郡宍道町に置く。

- 2 わかたけ学園に、庶務課及び指導課を置く。

- 3 課の所掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 児童の保護及び医療に関すること。
- 三 児童の給食に関すること。
- 四 他課の所掌に属しない事項に関すること。

指導課

- 一 児童の保護指導及び寮の運営管理に関すること。
 - 二 児童の自立支援の計画及び実施に関すること。
 - 三 退院児童の予後指導に関すること。
- (母子福祉センター)

第四十九条 島根県立母子福祉センター条例(昭和三十九年島根県条例第八十二号)第二条の規定により設置された母子福祉センターは、松江市に置く。

- 2 母子福祉センターの業務は、次のとおりとする。
- 一 母子家庭及び寡婦の各種相談に応ずること。
 - 二 母子家庭及び寡婦に必要な専門的指導及び援助を行うこと。
 - 三 母子自立支援員との連絡調整に関すること。

(身体障害者更生相談所)

第五十条 島根県身体障害者更生相談所条例(昭和三十九年島根県条例第十四号)第二条の規定により設置された身体障害者更生相談所は、松江市に置く。

2 身体障害者更生相談所の業務は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者更生相談施設の入所及び利用に関し、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うこと。
- 二 身体障害者に関する相談及び指導を行うこと。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 四 補装具の処方及び適合判定を行うこと。
- 五 前三号の業務に係る巡回相談を行うこと。
- 六 身体障害者手帳の交付を行うこと。

(身体障害者授産センター)

第五十一条 島根県立身体障害者授産センター条例(昭和五十二年島根県条例第三十三号)第二条の規定により設置された身体障害者授産センターは、松江市に置く。

2 身体障害者授産センターに、次の表の上欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
支援課	庶務係、支援係
業務課	印刷係、工芸係

3 課の所掌事務は、次のとおりとする。

支援課

- 一 庶務に関すること。
- 二 入所者の健康管理、生活支援及び退所時の相談援助に関すること。
- 三 入所者の栄養管理及び給食に関すること。
- 四 他課の所掌に属しない事項に関すること。

業務課

入所者の授産指導に関すること。

(精神保健福祉センター)

第五十二条 島根県立精神保健福祉センター条例(昭和五十三年島根県条例第二十九号)第二条の規定により設置された精神保健福祉センターは、松江市に置く。

2 精神保健福祉センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- 二 精神保健及び精神障害者福祉についての調査研究に関すること。
- 三 精神保健及び精神障害者福祉関係職員の教育研修に関すること。
- 四 保健所等の精神保健及び精神障害者福祉活動に対する技術指導及び技術援助に関すること。
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。
- 六 精神保健及び精神障害者福祉関係の協力組織の育成に関すること。
- 七 精神医療審査会の事務に関すること。
- 八 通院医療費公費負担の決定に関すること。
- 九 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。

(知的障害者更生相談所)

第五十三条 島根県立知的障害者更生相談所条例(昭和三十九年島根県条例第十五号)第一条の規定により児童相談所に附置された知的障害者更生相談所の名称、位置、附置する児童相談所及び管轄区域は、次の表のとおりである。

名称	位置	附置する児童相談所	管轄区域
松江知的障害者更生相談所	松江市	中央児童相談所	松江市、安来市、八束郡、能義郡、隠岐郡
出雲知的障害者更生相談所	出雲市	出雲児童相談所	出雲市、平田市、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡
浜田知的障害者更生相談所	浜田市	浜田児童相談所	浜田市、大田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡
益田知的障害者更生相談所	益田市	益田児童相談所	益田市、美濃郡、鹿足郡

2 知的障害者更生相談所の業務は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- 二 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。

(知的障害児施設)
第五十四条 島根県立知的障害児施設条例(昭和四十四年島根県条例第二十四号)第二条の規定により設置された知的障害児施設の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
わかみなみ学園	出雲市
こくぶ学園	浜田市

- 2 知的障害児施設の業務は、次のとおりとする。
 - 一 児童の保健及び医療に関すること。
 - 二 児童の給食に関すること。
 - 三 児童の保護指導に関すること。
 - 四 退園児童の予後指導に関すること。
 - 五 在宅児童の療育に関すること。
- 3 さざなみ学園に、次の表の上欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
庶務課	
指導課	地域療育係、指導第一係、指導第二係

- 4 さざなみ学園における課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 庶務に関すること。
 - 二 第二項第一号及び第二号に掲げる事務
 - 三 他課の所掌に属しない事項に関すること。

指導課
第二項第三号から第五号までに掲げる事務

- 5 こくぶ学園に、庶務係及び指導係を置く。
(はつらつ体育館)

第五十五条 島根県立はつらつ体育館条例(平成十五年島根県条例第二十六号)第二条の規定により設置されたはつらつ体育館は、松江市に置く。

- 2 はつらつ体育館の業務は、次のとおりとする。
 - 一 障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため施設を使用させること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、会議その他に施設等を使用させること。
- (食肉衛生検査所)
- 第五十六条 島根県行政機関等設置条例第五条第一項の規定により設置された食肉衛生検査所は、大田市に置き、その所管区域は、大田市朝山町仙山字中山とする。
- 2 食肉衛生検査所に、検査課及び試験課を置く。
- 3 課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 庶務に関すること。
 - 二 獣畜のと殺又は解体の検査(以下「と畜検査」という。)に関すること。
 - 三 と畜場及びと畜業者の衛生措置に関すること。
 - 四 食品衛生に関すること。
 - 五 保健統計に関すること。
 - 六 他課の所掌に属しない事項に関すること。

試験課

- 一 と畜検査に係る精密検査に関すること。
 - 二 と畜検査に必要な獣疫の調査研究に関すること。
- 第六節 農林水産部の主管に属する機関
(農林振興センター)
- 第五十七条 島根県行政機関等設置条例第六条第一項の規定により設置された農林振興センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

益田農林振興センター				浜田農林振興センター				川本農林振興センター						
家畜衛生部	農業普及部	農政部	農村林業部	家畜衛生部	農業普及部	農政部	農村林業部	家畜衛生部	農業普及部	農政部	農村林業部			
農村整備課	家畜衛生課	園芸指導課	農畜産指導課	地域指導課	農業振興課	総務課	森林整備課	林業課	農村整備課	農地整備課	家畜衛生課	園芸指導課	農畜産指導課	地域指導課
整備係	調査防災係、農村総合整備係、農道	衛生係、防疫係			振興係、畜産係	総務係、用地管理係	森林保全係、治山係	振興班	林業係、林道係、森林管理班、林産	防災係、農道整備係	衛生係、防疫係			

農村林業部	
森林整備課	林業課
森林保全係、治山係	林業係、林道係、森林管理班、林産 振興班

3 次の表の第一欄に掲げる農林振興センター農業普及部に、それぞれ同表の第二欄に掲げる地域農業普及部を置き、同欄に掲げる地域農業普及部に、それぞれ同表の第三欄に掲げる課を置く。

農林振興センター農業普及部	地域農業普及部	課
松江農林振興センター農業普及部	安来地域農業普及部	安来地域指導課
木次農林振興センター農業普及部	仁多地域農業普及部	仁多地域指導課
川本農林振興センター農業普及部	大田地域農業普及部	大田地域指導課
益田農林振興センター農業普及部	津和野地域農業普及部	津和野地域指導課

4 農林振興センター農業普及部及び同部地域農業普及部は、地域農業改良普及センター条例の規定により設置された地域農業改良普及センターとする。

5 農林振興センター農業普及部地域農業普及部の位置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

農林振興センター農業普及部地域農業普及部	位置	管轄区域
松江農林振興センター農業普及部安来地域農業普及部	安来市	安来市、能義郡
木次農林振興センター農業普及部仁多地域農業普及部	仁多郡仁多町	仁多郡
木次農林振興センター農業普及部掛合地域農業普及部	飯石郡掛合町	飯石郡
川本農林振興センター農業普及部大田地域農業普及部	大田市	大田市、遼摩郡

益田農林振興センター農業普及部津和野地域農
業普及部

鹿足郡津和野町

鹿足郡

6 農林振興センター農村整備部に事業所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
川本農林振興センター大田耕地事業所	大田市

7 部、課、室、地域農業普及部及び事業所の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、浜田農林振興センター及び益田農林振興センターにあつては農地整備課の所掌事務は農村整備課において所掌し、出雲農林振興センターにあつては園芸指導課の所掌事務のうち、果樹に係るものは果樹指導課において、野菜及び花きに係るものは野菜花き指導課において所掌するものとする。

農政部

総務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 工事に係る入札及び契約に関すること。
- 三 土地改良事業に伴う用地等の取得及び補償に関すること。
- 四 土地改良財産の管理及び処分に関すること。
- 五 農地等の換地及び交換分合に関すること。
- 六 土地改良区に関すること。
- 七 土地改良資金に関すること。
- 八 他部及び部内他課の所掌に属しない事項に関すること。

農業振興課

- 一 地域農業の活性化対策に関すること。
- 二 地域農政推進対策事業に関すること。
- 三 農業経営基盤強化の促進に関すること。
- 四 中山間地域等直接支払事業に関すること。
- 五 農山漁村女性・高齢者対策に関すること。

六 農業振興地域の整備に関すること。

七 農地の調整に関すること。

八 自作農財産の取得、管理及び処分に関すること。

九 農業金融（土地改良資金及び農業改良資金を除く。）に関すること。

十 農業協同組合等に関すること。

十一 山村振興等対策に関すること。

十二 経営構造対策に関すること。

十三 主要食糧の流通改善に関すること。

十四 生産調整の推進に関すること。

十五 農作物、繭、家畜及び畜産物の生産、加工及び流通に関すること。

十六 土壌改良、肥料及び農業機械に関すること。

十七 農薬販売業者及び病虫害防除業者の取締り等に関すること。

十八 品質表示の適正化に関すること。

十九 家畜商に関すること。

二十 畜産経営における環境対策に関すること。

二十一 家畜の改良増殖に関すること。

二十二 養蜂に関すること。

二十三 家畜の飼料対策に関すること。

二十四 畜産関係補助事業に関すること。

二十五 指定助成事業の指導推進に関すること。

農業普及部

地域指導課

- 一 農業改良普及指導の企画調整に関すること。
- 二 生活改善の普及指導に関すること。
- 三 農業の担い手の育成指導に関すること。
- 四 農業改良資金に関すること。

農畜産指導課

- 一 農産及び畜産に関する農業技術の普及指導に関すること。
- 二 農産及び畜産に関する技術情報の提供に関すること。

園芸指導課

- 一 園芸に関する農業技術の普及指導に関する事
- 二 園芸に関する技術情報の提供に関する事

干拓指導課

国営中海干拓事業地域における営農指導に関する事

管轄区域における次に掲げる事項に関する事

- イ 農業改良普及指導の企画調整に関する事
- ロ 生活改善の普及指導に関する事
- ハ 農業の担い手の育成指導に関する事
- ニ 農業改良資金に関する事
- ホ 農業技術の普及指導に関する事
- ヘ 技術情報の提供に関する事

家畜衛生部

家畜衛生課

家畜衛生向上と地域農林業振興施策との連絡調整に関する事

農村整備部（松江農林振興センター、浜田農林振興センター及び益田農林振興センターにあつては農村林業部）

農村整備課

- 一 土地改良事業に係る企画及び調査に関する事
- 二 土地改良事業の実施及び指導に関する事（農地整備課の所掌に属するものを除く。）

三 土地改良事業等に係る設計基準に関する事

四 農業水利の調整に関する事

農地整備課

- 一 土地改良事業（農地開発事業、干拓事業、農道整備事業及びかんがい排水事業に係るものに限る。）の実施及び指導に関する事
- 二 農地防災事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関する事
- 三 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関する事

する事

- 四 土地改良事業等に係る設計基準に関する事
- 五 地すべり防止区域の管理に関する事（農地に係るものに限る。次号において同じ。）
- 六 海岸保全区域の管理に関する事
- 七 国営中海干拓事業に関する事（松江農林振興センターに限る。次号において同じ。）
- 八 宍道湖・中海淡水化事業に関する事

ダム建設室

稗原地区県営かんがい排水事業に関する事

用水対策室

宍道湖・中海淡水化事業に関する事

大田耕地事業所

大田市及び邇摩郡における次に掲げる事項に関する事

- イ 工事に係る入札及び契約に関する事
- ロ 土地改良事業に伴う用地等の取得及び補償に関する事
- ハ 土地改良財産の管理及び処分に関する事
- ニ 農地等の換地及び交換分合に関する事
- ホ 土地改良区に関する事
- ヘ 土地改良資金に関する事
- ト 農村整備課及び農地整備課の所掌事務（農村整備課の所掌事務のうち、第四号の事務を除く。）に関する事

林業部（松江農林振興センター、浜田農林振興センター及び益田農林振興センターにあつては農村林業部）

林業課

- 一 林業行政の連絡調整に関する事
- 二 森林吸収源対策に関する事
- 三 森林の流域管理システムの推進に関する事
- 四 森林計画に関する事

- 五 森林組合等に関する事。
 - 六 林業金融に関する事。
 - 七 入会林野整備に関する事。
 - 八 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
 - 九 林業労働力対策に関する事。
 - 十 林業の改良普及に関する事。
 - 十一 森林に対する県民理解の促進に関する事。
 - 十二 木質資源の活用対策に関する事。
 - 十三 特用林産物の振興対策に関する事。
 - 十四 造林及び間伐に関する事。
 - 十五 林業種苗に関する事。
 - 十六 分収林に関する事。
 - 十七 林道事業に関する事。
 - 十八 林道の災害復旧事業に関する事。
 - 十九 緑化の推進に関する事。
 - 二十 森林国営保険に関する事。
 - 二十一 森林の火災予防に関する事。
 - 二十二 野生鳥獣の保護及び狩猟に関する事。
 - 二十三 希少野生動物(鳥獣に限る。)の種の保存に関する事。
 - 二十四 森林整備地域活動支援交付金事業に関する事。
- 森林整備課
- 一 保安林に関する事。
 - 二 林地の開発許可に関する事。
 - 三 治山事業に関する事。
 - 四 保安施設地区の管理に関する事。
 - 五 地すべり防止区域の管理及び地すべり防止事業に関する事(林地に係るものに限る。)
 - 六 林地荒廃防止施設及び林地の災害復旧事業に関する事。
 - 七 森林病害虫等の防除に関する事。

8 次の表の上欄に掲げる区域における同表の中欄に掲げる事務については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる農林振興センターが執行するものとする。

区 域	事 務	
飯石郡三刀屋町	稗原地区県営かんがい排水事業に関する事務	農林振興センター
飯石郡掛合町	吉野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関する事務	出雲農林振興センター

(農業試験場)

第五十八条 農業の新技术開発、環境保全及び経営の合理化に必要な試験研究、調査、分析、種苗の保存及び配布並びに技術指導に関する業務を行わせるため、農業試験場を設置する。

2 農業試験場は、出雲市に置く。ただし、開発営農科は益田市に、干拓営農科は安来市に置く。

3 農業試験場に総務課を置き、同課に庶務係及び業務係を置く。

4 農業試験場に、次の表の上欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部に同表の下欄に掲げる科を置く。

部	科
企画調整部	
作物部	作物科、生物工学科
園芸部	野菜花き科、果樹科、開発営農科、干拓営農科
環境部	病虫科、土壌環境科

5 課及び部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に関する事。
- 二 施設の維持管理に関する事。
- 三 農業気象に関する事。
- 四 部の所掌に属しない事項に関する事。

企画調整部

- 一 農業に関する試験研究の企画及び調整に関すること。
- 二 農業に関する試験研究の情報に関すること。
- 三 農業経営の調査研究及び経営指導に関すること。
- 四 農業に関する試験研究成果の普及に関すること。

作物部

作物科

- 一 水稲、麦類、大豆及び特用作物の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- 二 水稲、麦類及び大豆の原種採種に関すること。
- 三 農業機械の改良試験研究及び性能検定並びに技術指導に関すること。
- 四 養蚕の試験研究及び技術指導に関すること。

生物工学科

- 一 バイオテクノロジー利用による新品種の育成に関すること。
- 二 優良種苗の大量増殖法開発に関すること。
- 三 遺伝資源の保存及び配布に関すること。

園芸部

野菜花き科

- 一 野菜の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- 二 花き及び花木の試験研究及び栽培技術指導に関すること。

果樹科

- 一 果樹の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- 二 優良母樹の維持に関すること。

開発営農科

農用地開発地区における畑作営農技術の試験研究及び調査に関すること。

干拓営農科

干拓地区における畑作営農技術の試験研究及び調査に関すること。

環境部

病虫科

- 一 農作物の病害虫防除の試験研究及び防除指導に関すること。

- 二 農作物に有害な動植物の発生予察に関すること。

土壌環境科

- 一 土壌肥料及び作物栄養の試験研究及び技術指導に関すること。
 - 二 土壌汚染及び水質汚濁の調査研究及び技術指導に関すること。
- (しまねの味開発指導センター)

第五十九条 農林水産物を原料とした加工食品に必要な試験研究、調査及び技術指導に関する業務を行わせるため、しまねの味開発指導センターを設置する。

2 しまねの味開発指導センターは、浜田市に置く。

3 しまねの味開発指導センターに、加工技術科及び食品科を置く。

4 科の所掌事務は、次のとおりとする。

加工技術科

- 一 農林水産物の加工技術情報の収集及び提供に関すること。
- 二 農林水産物の加工適性、生鮮流通及び包装資材技術の研究及び指導に関すること。
- 三 農林水産物の食品製造の改良、研究及び指導に関すること。

食品科

- 一 農林水産物の未利用資源の用途開発及び研究に関すること。
- 二 地域特産品の試作開発及び研究に関すること。

(農業大学校)

第六十条 島根県立農業大学校条例(昭和五十七年島根県条例第三十三号)第一条の規定により設置された農業大学校は、大田市に置く。

2 農業大学校に、次の表の上欄に掲げる局及び部を置き、同欄に掲げる局及び部にそれぞれ同表の下欄に掲げる課又は科を置く。

局又は部	課 又 は 科
事務局	総務課
教育部	研修教育部、野菜科、花き科、果樹科、畜産科、森林総合科

3 局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

総務課

- 一 庶務に関すること。
 - 二 農業研修館に関すること。
 - 三 教育部の所掌に属しない事項に関すること。
- 教育部
- 一 学生の募集に関すること。
 - 二 教育計画の樹立及び教育に関すること。
 - 三 寄宿舎の運営に関すること。

(中海干拓営農センター)

第六十一条 中海干拓地における農業者の営農に供し、干拓営農技術の向上と畑作営農の確立を図るため、中海干拓営農センターを設置する。

- 2 中海干拓営農センターは、安来市に置く。
- 3 中海干拓営農センターに、干拓営農課を置く。
- 4 中海干拓営農センターの業務は、次のとおりとする。
 - 一 作物の栽培及び機械化体系の検討及び実証に関すること。
 - 二 土壌条件と栽培技術との関連の検討及び調査に関すること。
 - 三 大規模営農に係る実践研修に関すること。
 - 四 畑作営農技術の体験研修に関すること。
 - 五 中海干拓地の営農等に係る情報交換に関すること。
 - 六 中海干拓営農センター運営協議会に関すること。
 - 七 その他中海干拓地における営農に関すること。

(花振興センター)

第六十二条 島根県花振興センター条例(平成十年島根県条例第十四号)第二条の規定により設置された花振興センターは、出雲市に置く。

- 2 花振興センターに、指導課を置く。
- 3 花振興センターの業務は、次のとおりとする。
 - 一 花きの普及に関すること。
 - 二 花きの栽培技術の実証展示及び研修に関すること。
 - 三 優良種苗の生産及び配付に関すること。
 - 四 花きの生産流通情報の収集及び提供に関すること。

(病害虫防除所)

第六十三条 島根県行政機関等設置条例第七条第一項の規定により設置された病害虫防除所は、出雲市に置き、その所管区域は、島根県の区域である。

- 2 病害虫防除所の業務は、次のとおりとする。
 - 一 発生予察事業に関すること。
 - 二 病害虫防除の指導に関すること。
 - 三 農薬に関すること。
 - 四 植物の検疫に関すること。

(畜産試験場)

第六十四条 島根県立畜産試験場条例(昭和三十九年島根県条例第四号)第一条の規定により設置された畜産試験場は、出雲市に置く。

- 2 畜産試験場に、総務課、繁殖技術科、肉用牛科、酪農科及び草地飼料科を置き、総務課に総務係を置く。
- 3 課及び科の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 科の所掌に属しない事項に関すること。

繁殖技術科

牛の繁殖技術の試験研究及び調査指導に関すること。

肉用牛科

肉用牛の試験研究及び産肉に係る能力検定並びに調査指導に関すること(繁殖技術科の所掌に属するものを除く)。

酪農科

乳用牛の試験研究及び調査指導に関すること(繁殖技術科の所掌に属するものを除く)。

草地飼料科

- 一 草地飼料作物の試験研究及び調査指導に関すること。
 - 二 家畜ふん尿の処理及び利用の試験研究及び調査指導に関すること。
- (家畜保健衛生所)

第六十五条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和四十四年島根県条例第四十一号）第一条第一項の規定により設置された家畜保健衛生所は、農林振興センターに併置し、その名称、位置、管轄区域及び併置する農林振興センターは、次の表のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域	併置する農林振興センター
松江家畜保健衛生所	八束郡東出雲町	松江市、安来市、八束郡、能義郡、隠岐郡	松江農林振興センター
出雲家畜保健衛生所	出雲市	出雲市、平田市、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡	出雲農林振興センター
江津家畜保健衛生所	江津市	浜田市、大田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡	浜田農林振興センター
益田家畜保健衛生所	益田市	益田市、美濃郡、鹿足郡	益田農林振興センター

2 家畜保健衛生所に、衛生係及び防疫係を置く。

3 家畜保健衛生所に支所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
松江家畜保健衛生所隠岐支所	隠岐郡西郷町

4 家畜保健衛生所及び支所の業務は、次のとおりとする。

- 一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 家畜の伝染病の予防に関すること。
- 三 家畜の生産率の向上に関すること。
- 四 受精卵移植に関すること。
- 五 家畜の保健衛生上必要な試験、検査及び診療に関すること。
- 六 畜産物の安全性確保に関すること。
- 七 獣医療に関すること。
- 八 動物薬事に関すること。
- 九 種畜検査に関すること。

十 獣医師、家畜人工授精師及び削蹄師に関すること。

十一 家畜衛生に関する指定助成事業の推進に関すること。

（家畜衛生研究所）

第六十六条 島根県立家畜衛生研究所条例（昭和三十九年島根県条例第五号）第一条の規定により設置された家畜衛生研究所は、出雲市に置く。

2 家畜衛生研究所の業務は、次のとおりとする。

- 一 家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関すること。
- 二 畜産物の品質検査に関すること。
- 三 畜産公害の検査に関すること。

（種畜センター）

第六十七条 島根県立種畜センター条例（昭和四十四年島根県条例第四十二号）第一条の規定により設置された種畜センターは、大原郡木次町に置く。

2 種畜センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 優良種畜の精液の効率的利用を図ること。
- 二 肉用牛の育種改良に関すること（畜産試験場の所掌に属するものを除く。）。

（肥飼料検査所）

第六十八条 肥飼料の品質の保全及び公正な取引の確保に必要な肥飼料の登録、検査、取締り等に関する事務を分掌させるため、肥飼料検査所を設置する。

2 肥飼料検査所は、出雲市に置く。

（県有林事務所）

第六十九条 県有林及び県民の森の管理に関する事務を分掌させるため、来島県有林事務所を設置する。

2 来島県有林事務所は、飯石郡赤来町に置く。

（緑化センター）

第七十条 島根県立緑化センター条例（昭和五十四年島根県条例第十四号）第一条の規定により設置された緑化センターは、八束郡六道町に置く。

2 緑化センターに、業務課を置く。

3 緑化センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 環境緑化技術の指導及び普及に関すること。

- 二 林木育種事業に関すること。
- 三 優良種苗の生産及び配付に関すること。
- 四 ふるさと森林公園の管理に関すること。

(水産事務所)

第七十一条 島根県行政機関等設置条例第八条第一項の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名称	位置	所管区域
松江水産事務所	松江市	松江市、出雲市、安来市、平田市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡
浜田水産事務所	浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡

2 次の表の上欄に掲げる水産事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

水産事務所	課		係
	漁港課	水産課	
松江水産事務所	総務課	水産課	庶務係、管理係 調整係、指導係
浜田水産事務所	総務課	漁港課	建設第一係、建設第二係 庶務係、管理係
	水産課	漁港課	調整係、指導係 建設係、特三係

3 課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 水産関係の工事に係る入札及び契約に関すること。
- 三 水産業協同組合等に関すること。
- 四 水産金融に関すること。
- 五 漁港及び海岸保全区域(漁港に係るものに限る。)の管理に関すること。

六 農林水産省所管の国有海浜地等(漁港に係るものに限る。)の管理及び処分に関すること。

七 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関すること。

八 漁港事業等に係る土地等の登記に関すること。

九 公有水面の埋立てに関すること(漁港に係るものに限る。次号において同じ。)

十 砂利採取計画の認可に関すること。

十一 港勢調査に関すること。

十二 他課の所掌に属しない事項に関すること。

水産課

一 漁業の免許及び許可に関すること。

二 漁船及び小型船舶に関すること。

三 漁業の調整及び取締りに関すること。

四 漁場の利用調整に関すること。

五 漁業環境の保全及び漁業被害対策に関すること。

六 栽培漁業の振興に関すること。

七 内水面漁業の振興に関すること。

八 水産資源の保護及び管理に関すること。

九 水産業の改良普及に関すること。

十 水産業の担い手に関すること。

十一 沿岸漁業構造改善に関すること。

十二 水産物卸売市場に関すること。

十三 水産物の生産、加工及び流通に関すること。

十四 漁場の整備事業に関すること。

漁港課

一 漁港及び海岸保全区域(漁港に係るものに限る。)の工事の執行に関すること。

二 漁港関連工事の執行に関すること。

三 漁港の災害復旧工事(関連工事を含む。)の執行に関すること。

四 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関すること。

五 漁港施設用地の利用計画に関すること。

(水産試験場)

第七十二条 水産業の改良発達に必要な試験研究、調査及び技術指導、水産動植物の養成試験、水産製品その他水産物に関する試験及び調査並びに漁業用無線の通信及び指導に関する業務を行わせるため、水産試験場を設置する。

2 水産試験場は、浜田市に置く。

3 水産試験場に、総務課、漁場開発科、海洋資源科及び利用化学科を置き、総務課に総務係を置く。

4 水産試験場に分場を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
水産試験場鹿島浅海分場	八束郡鹿島町

5 水産試験場に附属施設を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
水産試験場附属漁業無線指導所	浜田市

6 課、科、分場及び漁業無線指導所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 試験船島根丸、試験船明風及び試験船いそがぜの運行管理に関すること。
- 三 科の所掌に属しない事項に関すること。

漁場開発科

- 一 漁場の開発及び造成の研究に関すること。
- 二 漁具及び漁法の研究に関すること。

海洋資源科

- 一 海洋調査及び漁海況予報事業に関すること。
- 二 水産生物資源の研究に関すること。

利用化学科

- 一 水産物の利用及び加工の研究に関すること。
- 二 漁場の環境保全の調査に関すること。

鹿島浅海分場

- 一 浅海増養殖の研究及び技術指導に関すること。
- 二 原子力発電所の温排水の調査に関すること。
- 三 試験船やそしらの運行管理に関すること。

漁業無線指導所

漁業用無線の通信及び指導に関すること。

(内水面水産試験場)

第七十三条 内水面漁業の振興に必要な試験研究、調査及び技術指導に関する業務を行わせるため、内水面水産試験場を設置する。

2 内水面水産試験場は、平田市に置く。

3 内水面水産試験場に、生物資源科及び漁場環境科を置く。

4 科の業務は、次のとおりとする。

生物資源科

水産生物資源の研究に関すること。

漁場環境科

漁場の環境保全の調査及び研究に関すること。

(六道湖自然館)

第七十四条 島根県立六道湖自然館条例(平成十二年島根県条例第六十号)第一条の規定により設置された六道湖自然館は、平田市に置く。

2 六道湖自然館の業務は、次のとおりとする。

- 一 自然保護の普及啓発及び調査研究に関すること。
- 二 自然保護に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 三 島根県の汽水・淡水域に生息する生物の飼育展示及びそれらの生態や環境に係る資料の展示に関すること。

(栽培漁業センター)

第七十五条 沿岸漁業の振興に必要な水産動物の種苗の量産技術の研究並びに種苗の生産、放流及び供給並びに栽培漁業に係る技術指導に関する業務を行わせるため、栽培漁業センターを設置する。

2 栽培漁業センターは、隠岐郡西ノ島町に置く。

3 栽培漁業センターに、生産開発科を置く。

4 栽培漁業センターに附属施設を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
栽培漁業センター附属広域漁業研修所	隠岐郡西ノ島町

5 科及び広域漁業研修所の業務は、次のとおりとする。

生産開発科

第一項に規定する業務に関する事。

広域漁業研修所

沿岸漁業者の研修に関する事。

第七節 商工労働部の主管に属する機関

(大阪事務所)

第七十六条 本庁と近畿地区又は中京地区に所在する関係諸機関等との間における連絡、物産の展示及びあつせん、流通調査、企業の誘致、観光情報及び雇用情報の提供並びに財団法人島根経済文化振興会の業務指導に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、大阪事務所を設置する。

2 大阪事務所は、大阪市に置く。

3 大阪事務所に、総務課、しまね産品振興課及び商工観光課を置く。

4 課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 庶務に関する事。

二 本庁と近畿地区又は中京地区に所在する関係諸機関等との間における連絡に関する事。

三 他課の所掌に属しない事項に関する事。

しまね産品振興課

一 物産の展示及びあつせんに関する事。

二 農林水産物の流通調査に関する事。

三 農林水産関係の情報の収集に関する事。

商工観光課

一 観光の紹介及び宣伝に関する事。

二 企業の誘致に関する事。

三 下請取引のあつせんに関する事。

四 雇用情報の提供に関する事。

(九州事務所)

第七十七条 本庁と九州地区に所在する関係諸機関等との間における連絡、物産の展示及びあつせん、流通調査、企業の誘致並びに観光情報及び雇用情報の提供に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、九州事務所を設置する。

2 九州事務所は、北九州市に置く。

(広島事務所)

第七十八条 本庁と山陽地区又は四国地区に所在する関係諸機関等との間における連絡、物産の展示及びあつせん、流通調査、企業の誘致並びに観光情報及び雇用情報の提供に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、広島事務所を設置する。

2 広島事務所は、広島市に置く。

(浜田商工労政事務所)

第七十九条 島根県行政機関等設置条例第九条第一項の規定により設置された浜田商工労政事務所の位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

位置	所管区域
浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡

2 浜田商工労政事務所に、観光労政課及び商工支援課を置く。

3 課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光労政課

一 庶務に関する事。

二 観光の振興に関する事。

三 県産品の振興に関する事。

四 企業の誘致に関する事。

五 貸金業に関する事。

- 六 労働関係の調整に関する事。
- 七 労働関係の安定促進に関する事。
- 八 労働教育及び労働情報に関する事。
- 九 労働組合に関する事。
- 十 労働福祉の向上に関する事。
- 十一 女性労働対策に関する事。
- 十二 他課の所掌に属しない事項に関する事。

商工支援課

- 一 小規模事業者の経営改善の普及に関する事。
 - 二 中小企業の組織化に関する事。
 - 三 商工業の振興に関する事。
 - 四 地場産業の振興に関する事。
 - 五 下請企業の振興に関する事。
 - 六 高度化資金貸付事業に関する事。
 - 七 中小企業制度融資に関する事。
 - 八 企業立地促進の資金に関する事。
 - 九 環境資金に関する事。
 - 十 小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事。
 - 十一 高度化資金貸付事業等に係る診断助言に関する事。
 - 十二 中小企業の経営革新の支援に関する事。
 - 十三 中小企業の経営資源活用新事業計画の認定に関する事。
 - 十四 貿易の振興に関する事。
- (産業交流会館)
- 第八十条 島根県立産業交流会館条例(平成五年島根県条例第二十三号)第二条の規定により設置された産業交流会館は、松江市に置く。
- 2 産業交流会館の業務は、次のとおりとする。
- 一 県内産業の振興及び国際交流の促進に関する事。
 - 二 コンベンションの振興に関する事。
- 三 県内産業情報の収集及び提供に関する事。

四 大展示場、国際会議場等の運営に関する事。

(物産観光館)

第八十一条 通商及び観光の振興に必要な物産の展示及びあつせん、商況及び商品の調査研究並びに観光情報の提供に関する業務を行わせるため、物産観光館を設置する。

2 物産観光館は、松江市に置く。

(産業技術センター)

第八十二条 島根県産業技術センター条例(平成十三年島根県条例第四十九号)第二条第一項の規定により設置された産業技術センターは、松江市に置く。

2 産業技術センターに総務課を置き、同課に総務係を置く。

3 産業技術センターに、次の表の上欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部に同表の下欄に掲げる科を置く。

部	科
技術第一部	無機材料科、有機材料科、環境技術科、生物応用科
技術第二部	生産システム科、プロセス技術科、情報デザイン科

4 産業技術センターの分場の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名称	位置
産業技術センター浜田技術センター	浜田市

5 産業技術センターの分場に、総合支援室及び研究開発科を置く。

6 課、部及び分場の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 庶務に関する事。

二 一部の所掌に属しない事項に関する事。

技術第一部

無機材料科

無機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

有機材料科

有機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

環境技術科

廃棄物の処理及びリサイクル、環境配慮型エネルギーの利用その他の環境技術並びに化学応用技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

生物応用科

生物資源の利用及び管理、食品製造その他の生物応用に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

技術第二部

生産システム科

機械金属加工等の生産技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

プロセス技術科

電子材料等のプロセス技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

情報デザイン科

情報技術、産業デザインに関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

分場

総合支援室

産業技術に関する調査、相談及び指導に関すること（研究開発科の所掌に属するものを除く。）。

研究開発科

窯業並びに食品の加工技術及び製造管理に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

（産業高度化支援センター）

第八十三条 島根県立産業高度化支援センター条例（平成十三年島根県条例第十八号）第

二条の規定により設置された産業高度化支援センターは、松江市に置く。

2 産業高度化支援センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 創業者の育成に関すること。
- 二 企業の新たな事業分野進出等に対する支援に関すること。
- 三 企業の産業技術の高度化に対する支援に関すること。

（高等技術校）

第八十四条 島根県立高等技術校条例（昭和四十四年島根県条例第五十一号）第二条の規

定により設置された高等技術校の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
松江高等技術校	松江市
出雲高等技術校	出雲市
浜田高等技術校	浜田市
益田高等技術校	益田市

2 次の表の上欄に掲げる高等技術校に、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

高等技術校	課
松江高等技術校	総務課、指導課
出雲高等技術校	総務課、技能指導課、能力開発課
浜田高等技術校	
益田高等技術校	指導課

3 課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 訓練生の入校、退校、修了その他訓練生の身分に関すること。
- 三 委託訓練に関すること。
- 四 寄宿舎の管理運営に関すること。
- 五 他課の所掌に属しない事項に関すること。

指導課

- 一 訓練生の訓練一般に関すること。
- 二 訓練生の募集、入校選考及び就職指導に関すること。
- 三 訓練生の安全衛生管理に関すること。

技能指導課

- 一 二年課程の訓練生の訓練一般に関すること。
- 二 二年課程の訓練生の募集、入校選考及び就職指導に関すること。
- 三 二年課程の訓練生の安全衛生管理に関すること。

能力開発課

- 一 一年課程の訓練生の訓練一般に関すること。
- 二 一年課程の訓練生の募集、入校選考及び就職指導に関すること。
- 三 一年課程の訓練生の安全衛生管理に関すること。

第八節 土木部の主管に属する機関
(土木建築事務所等)

第八十五条 島根県行政機関等設置条例第十条第一項及び附則第四項の規定により設置された土木建築事務所及び土木事務所(以下「土木建築事務所等」という。)の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		土木に関する事務	建築に関する事務、砂利採取法の施行に関する事務(山砂利、陸砂利の採取計画の認可に関する事務に限る。)及び採石法の施行に関する事務
松江土木建築事務所	松江市	松江市、八束郡	上欄の区域のほか安来市、能義郡
広瀬土木事務所	能義郡広瀬町	安来市、能義郡	
木次土木建築事務所	大原郡木次町	大原郡、飯石郡	上欄の区域のほか仁多郡
仁多土木事務所	仁多郡仁多町	仁多郡	
出雲土木建築事務所	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡	上欄の区域
大田土木建築事務所	大田市	大田市、漣摩郡	上欄の区域
川本土木建築事務所	邑智郡川本町	邑智郡	上欄の区域
浜田土木建築事務所	浜田市	浜田市、江津市、那賀郡	上欄の区域
益田土木建築事務所	益田市	益田市、美濃郡	上欄の区域のほか鹿足郡
津和野土木事務所	鹿足郡津和野町	鹿足郡	

2

次の表の上欄に掲げる土木建築事務所等に、それぞれ同表の中欄に掲げる課又は室を置き、同欄に掲げる課又は室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

土木建築事務所等	課又は室	係
松江土木建築事務所	工務第一課	道路建設第一係、道路建設第二係、道路建設第三係、道路建設第四係、道路建設第五係
	工務第二課	河川砂防第一係、河川砂防第二係、河港砂防第一係、河港砂防第二係
	都市整備課	都市計画第一係、都市計画第二係
	建築課	指導係、営繕係
	総務課	庶務係、業務係
	用地課	用地係
広瀬土木事務所	維持管理課	維持管理係、山佐ダム管理係
	工務課	道路建設第一係、道路建設第二係、河港砂防第一係、河港砂防第二係
	総務課	庶務係、業務係、建築係
	用地課	用地第一係、用地第二係
木次土木建築事務所	維持管理課	管理係、維持第一係、維持第二係
	工務第一課	道路建設第一係、道路建設第二係、道路建設第三係、道路建設第四係
	工務第二課	河川砂防第一係、河川砂防第二係
	総務課	総務係
	用地課	用地係
仁多土木事務所	維持管理課	維持管理係

浜田土木建築事務所浜田港湾管理所	浜田市
益田土木建築事務所匹見出張所	美濃郡匹見町
益田土木建築事務所石見空港管理所	益田市
津和野土木事務所六日市出張所	鹿足郡六日市町

4 課、室、出張所及び管理所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課（木次土木建築事務所、大田土木建築事務所及び川本土木建築事務所にあつては建築課の所掌事務を併せて所掌するものとする。）

- 一 庶務に関する事。
 - 二 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。
 - 三 建設業に関する事。
 - 四 建設工事統計及び建設業務統計に関する事。
 - 五 水防に関する事。
 - 六 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事（技術に関することを除く。）。
 - 七 斐伊川・神戸川治水事業の調整に関する事（木次土木建築事務所及び出雲土木建築事務所に限る。）。
 - 八 土木建築事務所等において集中管理する県有自動車に関する事（仁多土木事務所及び大田土木建築事務所に限る。）。
 - 九 集合庁舎及び職員宿舎の管理に関する事（仁多土木事務所及び大田土木建築事務所に限る。）。
 - 十 職員宿舎の管理に関する事（広瀬土木事務所及び津和野土木事務所に限る。）。
 - 十一 他課の所掌に属しない事項に関する事。
- 用地課（益田土木建築事務所にあつては、高速道用地課の所掌に属するものを除く。）
- 一 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
 - 二 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- 高速道用地課
- 一 山陰自動車道の機能を代替する一般国道九号・自動車専用道路建設事業及びこれに関連する道路建設事業の施行に伴う土地等の取得又は損失の補償及び損害の賠償

に関する事。

二 山陰自動車道の機能を代替する一般国道九号・自動車専用道路建設事業及びこれに関連する道路建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。

維持管理課（広瀬土木事務所及び川本土木建築事務所にあつては第十七号及び第十八号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するものを除き、浜田土木建築事務所にあつては第三号に規定する事務のうち浜田港湾管理所の所掌に属するもの並びに第十七号及び第十八号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するものを除く。）

一 道路の管理及び工事（維持修繕工事に限る。次号、第四号及び第五号において同じ。）の執行に関する事。

二 河川の管理及び工事の執行に関する事。

三 港湾の管理に関する事。

四 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。次号及び第十二号から第十四号までにおいて同じ。）。

五 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。

六 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。

七 都市計画区域の管理に関する事。

八 県立都市公園の管理に関する事。

九 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関する事（下水道にあつては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。

十 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事。

十一 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。

十二 屋外広告物に関する事。

十三 公有水面の埋立てに関する事。

十四 砂利採取法の施行に関する事（広瀬土木事務所、仁多土木事務所及び津和野土木事務所にあつては砂利採取計画の認可に関する事に限る。）。

十五 採石法の施行に関する事（広瀬土木事務所、仁多土木事務所及び津和野土木事務所を除く。）。

十六 優良宅地の認定に関する事。

十七 洪水予報及び洪水調節に関すること。
 十八 ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。
 十九 第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに係る公共土木施設の台帳の調製及び保管に関すること。

工務課

- 一 道路の工事（維持修繕工事を除く。次号、第四号及び第五号において同じ。）の執行に関すること。
 - 二 河川の工事の執行に関すること。
 - 三 港湾の工事の執行に関すること。
 - 四 海岸保全区域の工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。第五号及び第七号において同じ。）。
 - 五 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関すること。
 - 六 都市計画事業の施行に関すること。
 - 七 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
 - 八 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に属するものに限る。）。
 - 九 第一号から第七号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。
- 工務第一課（第二号から第五号までに規定する事務のうち、松江土木建築事務所にあつては都市整備課の所掌に属するものを、出雲土木建築事務所及び浜田土木建築事務所にあつては都市整備室の所掌に属するものを、益田土木建築事務所にあつては都市整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 一 道路の工事（維持修繕工事を除く。）の執行に関すること（出雲土木建築事務所にあつては工務第三課の所掌に属するものを、浜田土木建築事務所にあつては都市整備室の所掌に属するものを、益田土木建築事務所にあつては都市整備課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 都市計画事業（浜田土木建築事務所にあつては、下水道に関するものを除く。第四号において同じ。）の施行に関すること。

三 前二号に係る公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。

四 国又は県が補助する市町村公共土木事業（道路事業及び都市計画事業に関するものに限る。）の指導及び監督に関すること（技術に属するものに限る。）。

五 第一号から第三号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

工務第二課（松江土木建築事務所にあつては第二号に規定する事務のうち空港の工事を、大田土木建築事務所にあつては第二号に規定する事務のうち空港の工事、第五号に規定する事務並びに第六号及び第七号に規定する事務のうち下水道に関するものを、浜田土木建築事務所にあつては第二号に規定する事務、第五号に規定する事務並びに第六号及び第七号に規定する事務のうち下水道に関するものを、益田土木建築事務所にあつては第五号に規定する事務並びに第六号及び第七号に規定する事務のうち下水道に関するものを除く。）

一 河川の工事（維持修繕工事を除く。第三号及び第四号において同じ。）の執行に関すること。

二 港湾及び空港の工事の執行に関すること。

三 海岸保全区域の工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。次号及び第六号において同じ。）。

四 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関すること。

五 下水道の工事の執行に関すること。

六 前各号に係る公共土木施設災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。

七 国又は県が補助する市町村公共土木事業（工務第一課の所掌に属するもの及び港湾に係るものを除く。）の指導及び監督に関すること（技術に属するものに限る。）。

八 第一号から第六号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

工務第三課（出雲土木建築事務所にあつては、第二号に規定する事務を、浜田土木建築事務所にあつては、第一号及び第三号に規定する事務を除く。）

一 高速道路に関連する道路の工事（維持修繕工事を除く。）の執行に関すること。

二 港湾の工事の執行に関する事。

三 第一号に係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

都市整備課（松江土木建築事務所）については、第三号に規定する事務を除く。（

一 都市計画事業（益田土木建築事務所）については、下水道に関するものを除く。第四号において同じ。）の施行に関する事。

二 前号に係る都市災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。

三 高速道路に関連する道路の工事（維持修繕工事を除く。）の執行に関する事。

四 国又は県が補助する市町村公共土木事業（都市計画事業に関するものに限り。）の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限り。）。

五 第一号から第三号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

建築課

一 建築物の建築基準及び建築士に関する事。

二 宅地造成等規制法の施行に関する事。

三 宅地建物取引業に関する事。

四 市町村等の建築物（国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導及び検査に関する事。

五 県営住宅の管理に関する事。

六 住宅の需給計画に関する事。

七 げけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。

八 住宅地区改良事業等に関する事。

九 市街地再開発事業（土木部建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関する事。

十 建築の統計に関する事。

十一 住宅金融公庫及び住宅・都市整備公団からの受託業務に関する事。

十二 県有建築物の建築及び修繕工事に関する事。

十三 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。

十四 建築工事及び修繕工事の検査に関する事。

十五 優良住宅の認定に関する事。

ダム建設室

ダムに係る工事の執行に関する事。

都市整備室

一 都市計画事業（下水道に関するものを除く。第三号において同じ。）及びこれに関連する事業の施行に関する事。

二 前号に係る都市災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。

三 国又は県が補助する市町村公共土木事業（都市計画事業に関するものに限り。）の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限り。）。

四 第一号及び第二号に係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

出張所

一 道路、河川及び港湾の管理及び工事の執行に関する事（技術に関する事に限り。次号、第三号及び第五号から第八号までにおいて同じ。）。

二 海岸保全区域、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理並びに工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。第四号及び第七号において同じ。）。

三 都市計画区域の管理に関する事。

四 公共土木施設災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。

五 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事。

六 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事。

七 公有水面の埋立てに関する事。

八 優良宅地の認定に関する事。

九 第一号及び第二号に係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

ダム管理所

一 洪水予報及び洪水調節に関する事。

二 ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事（技術に関する事に限り。）。

空港管理所

空港及びその附属施設の管理に関する事。

浜田港湾管理所

浜田港、三隅港及び江津港の管理に関する事。

5 安来市及び能義郡広瀬町の区域における六道湖流域下水道に関する事務（浄化センターの所掌に属するものを除く。）については、第一項の規定にかかわらず、松江土木建築事務所が執行するものとする。

（河川総合開発事務所）

第八十六条 大長見ダム、浜田第二ダム、浜田再開発ダム、波積ダム及び矢原川ダムの建設に関する業務を行わせるため、浜田河川総合開発事務所を設置する。

2 浜田河川総合開発事務所は、浜田市に置く。

3 浜田河川総合開発事務所に、次の表の上欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
業務課	業務係、用地係
工務第一課	ダム係、工務係
工務第二課	開発係

4 課の所掌業務は、次のとおりとする。

業務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- 三 ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
- 四 ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
- 五 他課の所掌に属しない事項に関すること。

工務第一課

第二浜田ダムに係る調査及び工事の執行に関すること。

工務第二課

ダムに係る調査及び工事の執行に関すること（工務第一課の所掌に属するものを除く。）。

（高規格道路事務所）

第八十七条 中国横断自動車道尾道松江線及び山陰自動車道（以下「高規格幹線道路」と

いう。）の建設事業及び地域高規格道路境港出雲道路（以下「地域高規格道路」という。）の松江第五大橋建設事業に係る用地取得並びに当該事業に関連する業務を行わせるため、高規格道路事務所を設置する。

2 高規格道路事務所は、松江市に置く。

3 高規格道路事務所に、次の表の上欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
業務課	業務係
企画調査第一課	企画調査第一係
企画調査第二課	企画調査第二係
第五大橋推進課	建設係

4 課の所掌業務は、次のとおりとする。

業務課

- 一 庶務に関すること。
- 二 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- 三 道路建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
- 四 道路建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
- 五 高規格幹線道路の建設に伴う市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものを除く。）。
- 六 他課の所掌に属しない事項に関すること。

企画調査第一課

一 中国横断自動車道尾道松江線の建設事業及びこれに関連する事業の執行に関すること。

二 中国横断自動車道尾道松江線の建設事業に伴う市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（業務課の所掌に属するものを除く。）。

企画調査第二課

一 山陰自動車道の建設事業及びこれに関連する事業の執行に関すること。

二 山陰自動車道の建設事業に伴う市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること
 (業務課の所掌に属するものを除く。)
 第五大橋推進課

地域高規格道路の松江第五大橋建設事業及びこれに関連する事業の執行に関するこ
 と。

(空港管理事務所)

第八十八条 島根県空港条例(昭和四十年島根県条例第十九号)第二条の規定により設置
 された出雲空港及びその附属施設を管理させるため、出雲空港管理事務所を設置する。

2 出雲空港管理事務所は、簸川郡斐川町に置く。

3 出雲空港管理事務所に、総務係、設備係及び施設係を置く。

(浄化センター)

第八十九条 島根県流域下水道条例(昭和五十六年島根県条例第十一号)第二条の規定に
 より設置された六道湖流域下水道を管理させるため、浄化センターを設置する。

2 浄化センターの名称、位置及び担当する処理区は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	担当する処理区
六道湖東部浄化センター	松江市	東部処理区
六道湖西部浄化センター	簸川郡大社町	西部処理区

3 浄化センターに、施設係及び水質調査係を置く。

4 浄化センターの業務は、次のとおりとする。

- 一 水質分析に関すること。
- 二 関連公共下水道の接続及び流入の審査並びに立会いに関すること。
- 三 処理施設の改築、維持管理及び運転操作の指導監督に関すること。

第九節 職制

(職及び職務)

第九十条 地方機関においては、次の表の上欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲
 げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄のとおりとする。

内部組織等

内部組織等							地方機関							組 織	職	職 務	
事業所	管理所	センター	館	課	農業普及部	農林振興センター	部	局	園長	学院長	院長	校長	館長				学長
事業所	管理所	センター	館	課	農業普及部	農林振興センター	部	局	園長	学院長	院長	校長	館長	学長	場長	所長	支庁長
事業所長	管理所長	センター長	館長	課長	地域農業普及部長		部長	局長									
掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、地域の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、地域の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、地方機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。								

2 前項に規定する職のほか、次の表の上欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄のとおりとする。

大阪事務所	総務事務所	自治研修所	東京事務所	組	職	職	務
						所長を補佐し、知事があらかじめ指定した所長の職務を掌理する。	所長を補佐する。

係	班	支所	指導所	出張所	分室	分場	科	室
係長	班長	支所長	指導所長	出張所長	分室長	分場長	科長（県立病院の医療局に置かれた科にあつては部長、看護局に置かれた科にあつては看護師長）	室長
上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、班の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、指導所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、出張所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、分場の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、科の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 前二項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄のとおりとする。

こくぶ学園	園長補佐	園長を補佐する。	湖陵病院の看護局	看護師長	上司の命を受け、看護に関する事務を処理し、看護師を指揮監督する。	中央病院の地域医療連携室	室長補佐	室長を補佐する。	出雲高等技術校	教頭	校長を補佐する。	産業技術センター	副所長	所長を補佐する。	美術館	副館長	館長を補佐する。	県立大学	副学長	学長を補佐する。	浄化センター			空港管理事務所			浜田商工労政事務所			緑化センター			県有林事務所			種畜センター	所長補佐	所長を補佐する。	家畜保健衛生所			中海干拓営農センター			しまねの味開発指導センター			食肉衛生検査所			身体障害者更生相談所			女性相談センター			県立病院の看護局			中央病院の医療局及び医療技術局			県立大学の事務局			農林振興センター			健康福祉センター	次長	局長を補佐する。
-------	------	----------	----------	------	----------------------------------	--------------	------	----------	---------	----	----------	----------	-----	----------	-----	-----	----------	------	-----	----------	--------	--	--	---------	--	--	-----------	--	--	--------	--	--	--------	--	--	--------	------	----------	---------	--	--	------------	--	--	---------------	--	--	---------	--	--	------------	--	--	----------	--	--	----------	--	--	-----------------	--	--	----------	--	--	----------	--	--	----------	----	----------

地方機関	中山間地域研究センター	組 織	職 務
	福祉事務所		
	保健所	職	務
	保健環境科学研究所		
	わかたけ学園	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	さざなみ学園		
	農業試験場	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	畜産試験場		
	水産事務所	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	水産試験場		
	土木建築事務所	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	土木事務所		
	河川総合開発事務所	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	高規格道路事務所		
	隠岐支庁の農林局、土木建築局及び空港建設局	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	県立短期大学の事務局		
	消費者センター	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	精神保健福祉センター		
	広島事務所	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	浄化センター		
	看護短期大学	次長	所長、園長又は場長を補佐し、所長、園長又は場長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	県立病院		
	主査	主幹	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
	副院長		
	副学長	主幹	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
	院長を補佐する。		
	所長補佐	主幹	所長を補佐し、所長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	局長を補佐し、局長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。		
	局長を補佐し、局長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。	主幹	局長を補佐し、局長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	特定の事務又は業務を掌理する。		
	特定の事務又は業務を掌理する。	主幹	局長を補佐し、局長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	特定の事務又は業務を掌理する。		
	特定の事務又は業務を掌理する。	主幹	局長を補佐し、局長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	特定の事務又は業務を掌理する。		

第九十一条 次の表の上欄に掲げる職は、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(充てられる職等)

地方機関の課	課長補佐	課長を補佐し、課長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
健康福祉センター	医 長	上司の命を受け、健康診査に関する事務を処理する。
保健所	医 長	部長を補佐し、診療に関する事務を処理する。
県立病院の医療局（臨床検査科、薬剤科及び医療相談科を除く。）	副科長	科長を補佐する。
中央病院の医療技術局の科	技師長	上司の命を受け、医療技術に関する事務を処理し、技師を指揮監督する。
湖陵病院の医療局	副技師長	技師長を補佐する。
県立病院の看護局	副看護師長	看護師長を補佐する。
知的障害児施設	看護師長	上司の命を受け、看護に関する事務を処理し、看護師を指揮監督する。
充てられる職	充て る 職	
隠岐支庁農林局家畜衛生部長	松江農林振興センター家畜衛生部長	
松江保健所能義支所長	松江健康福祉センター保健環境課長	
県央保健所大田支所長	川本健康福祉センター保健推進課長	
隠岐保健所黒木支所長	隠岐支庁健康福祉局保健環境課長	
知的障害者更生相談所長	附置する児童相談所の所長	
病害虫防除所長	農業試験場環境部長	
家畜保健衛生所長	併置する農林振興センターの家畜衛生部長	
家畜保健衛生所長補佐	併置する農林振興センターの家畜衛生部家畜衛生課長	

2

前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる組織（当該組織の内部組織を含む。）に置かれる職は、それぞれ当該職に相当する職で同表の下欄に掲げる組織（当該組織の内部組織を含む。）に置かれたものにある者をもって充てる。

充てられる職が置かれる組織	充てる職が置かれる組織
木次健康福祉センター環境衛生部 食品衛生監視機動班	松江健康福祉センター環境衛生部食品衛生監視機動班
出雲健康福祉センター環境衛生部 食品衛生監視機動班	川本健康福祉センター環境衛生部食品衛生監視機動班
益田健康福祉センター環境衛生部 食品衛生監視機動班	浜田健康福祉センター環境衛生部食品衛生監視機動班
隠岐支庁健康福祉局環境衛生部食品衛生監視機動班	松江健康福祉センター環境衛生部食品衛生監視機動班

松江家畜保健衛生所隠岐支所長

隠岐支庁農林局家畜衛生部家畜衛生課長

名 称

担 任 す る 事 務

庶務を担当する課又は室

法令によるもの

私立学校審議会

島根県職員委員会

島根県防災会議

自治紛争処理委員

島根県固定資産評価審議会

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第九条第二項の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務

地方自治法施行規程第二十五条第二項に規定する事務

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第二項の規定による島根県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務

法第二百五十一条第一項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争がある場合における調停に関する事務

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百一条の二第二項及び第三項の規定による固定資産評価基準の細目に関する事項、同法第四百十九条第一項の勧告に関する事項その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務

福祉事務所の部

保健所の部

松江保健所能義支所

県央保健所大田支所

隠岐保健所黒木支所

木次農林振興センター家畜衛生部

川本農林振興センター家畜衛生部

家畜保健衛生所

併置する支庁又は健康福祉センターの総務企画部及び保健福祉部（地域保健課を除く。）

併置する支庁又は健康福祉センターの部（保健福祉部社会福祉課を除く。）

松江健康福祉センター保健環境課

川本健康福祉センター保健推進課

隠岐支庁健康福祉局保健環境課

出雲農林振興センター家畜衛生部

浜田農林振興センター家畜衛生部

併置する農林振興センターの家畜衛生部

第五章 附属機関
(名称等)

第九十二条 法令又は条例により設置された附属機関の名称、担任する事務及び当該附属機関の庶務を担当する課又は室は、次の表のとおりである。

福祉事務所の部	併置する支庁又は健康福祉センターの総務企画部及び保健福祉部（地域保健課を除く。）
保健所の部	併置する支庁又は健康福祉センターの部（保健福祉部社会福祉課を除く。）
松江保健所能義支所	松江健康福祉センター保健環境課
県央保健所大田支所	川本健康福祉センター保健推進課
隠岐保健所黒木支所	隠岐支庁健康福祉局保健環境課
木次農林振興センター家畜衛生部	出雲農林振興センター家畜衛生部
川本農林振興センター家畜衛生部	浜田農林振興センター家畜衛生部
家畜保健衛生所	併置する農林振興センターの家畜衛生部

市町村課

消防防災課

人事課

総務課

島根県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第十号）第十六条第二項の規定による島根県交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画及び実施の推進並びに関係行政機関の連絡調整に関する事務	交通対策課
島根県国土利用計画審議会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の規定によりその権限を属せられた事項の調査審議並びに知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	土地資源対策課
島根県土地利用審査会	国土利用計画法の規定によりその権限に属せられた規制区域の指定等並びに土地に関する権利の移転等及び遊休土地に関する事項の処理に関する事務	
島根県自然環境保全審議会	自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第二項に規定する鳥獣保護狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属せられた事項及び自然環境の保全に関する重要事項についての調査審議に関する事務	景観自然課
島根県環境審議会	環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	環境政策課
島根県社会福祉審議会	社会福祉法第七条及び第十二条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	健康福祉総務課
島根県医療審議会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属せられた事項の調査審議及び知事の諮問による県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療対策課
准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	
島根県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に對する不服についての審査に関する事務	健康推進課
保育士試験委員	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の定めるところによる保育士試験の合格の決定その他保育士試験に関する事務	青少年家庭課
島根県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十七条第二項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	
島根県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第九条の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	障害者福祉課

<p>島根県精神医療審査会</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の三第二項の規定による措置入院者等に係る入院の必要性についての審査及び同法第三十八条の五第二項の規定による精神病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に関する事務</p>	
<p>島根県生活衛生適正化審議会</p>	<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第五十八条第一項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法第四項の規定による同法施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議並びに物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条の規定による統制額の指定に係る事項の調査審議に関する事務</p>	
<p>島根県麻薬中毒審査会</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の八第四項（同法第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する事務</p>	
<p>松江・隠岐結核診査協議会</p>		
<p>雲南・出雲結核診査協議会</p>		
<p>県央・浜田結核診査協議会</p>		
<p>益田結核診査協議会</p>	<p>結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四十八条第一項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請の審議に関する事務</p>	<p>薬事衛生課</p>
<p>感染症診査協議会（協議会の名称は、その置かれた保健所の名称を冠する。）</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定による患者の入院の勧告及び入院期間の延長に関する事項の審議に関する事務</p>	
<p>島根県公害健康被害認定審査会</p>	<p>公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条の規定による指定疾病患者である旨の認定、同法第二十五条の規定による障害補償費の支給及び同法第二十九条の規定による遺族補償費の支給についての知事に対する意見の答申に関する事務</p>	
<p>島根県森林審議会</p>	<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び同法第三項の規定による関係行政庁に対する建議に関する事務</p>	<p>農林水産総務課</p>
<p>島根県農業共済保険審査会</p>	<p>農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十一条第一項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査及び同法第百四十三条の二第二項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務</p>	<p>農業経営課</p>
<p>島根県職業能力開発審議会</p>	<p>職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項の関係行政機関に対する建議に関する事務</p>	<p>労働政策課</p>

島根県建設工事紛争審査会	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第二項の規定による建設工事の請負契約に関する紛争について のあつせん、調停及び仲裁に関する事務	土木総務課
島根県事業認定審議会	土地収用法第二十五条の二第二項の規定による事業認定に係る調査審議に関する事務	用地対策課
島根県地方港湾審議会	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十五条の二第一項の規定による県の管理する重要港湾に係る重要 事項についての調査審議に関する事務	港湾空港課
島根県都市計画審議会	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第一項の規定による都市計画に関する事項についての知事に 対する答申及び同条第二項の規定による関係行政機関に対する建議に関する事務	都市計画課
島根県開発審査会	都市計画法第七十八条第一項の規定による審査請求に対する裁決及び市街化調整区域に係る開発行為についての 知事に対する答申に関する事務	
島根県建築審査会	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異 議の申立ての裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築住宅課
島根県建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十八条の規定による同法に規定する同意についての議決、建築士 に関する重要事項の調査審議及び建築士に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務	
条例によるもの		
島根県総合開発審議会	県の総合開発に関する重要事項についての調査審議に関する事務	政策企画監室
島根県情報公開審査会	島根県情報公開条例（平成十二年島根県条例第五十二号）第二十条第一項の規定により諮問された事項について の審議並びに情報公開制度に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務	総務課
島根県個人情報保護審査会	島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第三十三条第一項の規定により諮問された事項につい ての審議並びに個人情報保護制度に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務	
島根県特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬並びに知事、副知事及び出納長の給料の改定についての審議に関する事務	
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員を受けた災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについての調査審 議に関する事務	人事課
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施に 関する決定に対する不服の審査に関する事務	
島根県職員保健審議会	職員の保健衛生に必要な施策についての審議及び職員員の健康診断の結果についての審査に関する事務	職員課
島根県原子力発電調査委員会	原子力発電の開発に関する重要事項の調査審議に関する事務	土地資源対策課
島根県消費生活審議会	消費者の利益の擁護及び増進に関する重要事項の調査審議に関する事務	
島根県消費者苦情処理委員会	消費者の苦情に関する調停及び訴訟の援助に関する事項の調査審議に関する事務	環境生活総務課

男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	
島根県景観審議会	景観形成に関する事項の調査審議に関する事務	景観自然課
松江地域保健福祉協議会	保健医療、社会福祉及び環境保全に関し必要な事項の調査審議に関する事務	健康福祉総務課
木次地域保健福祉協議会		
出雲地域保健福祉協議会		
川本地域保健福祉協議会		
浜田地域保健福祉協議会		
益田地域保健福祉協議会		
隠岐地域保健福祉協議会	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第二条第一項各号に規定する事務	青少年家庭課
島根県青少年問題協議会		
島根県ひとにやさしいまちづくり審議会	ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務	障害者福祉課
島根県農政審議会	農業施策に関する重要事項の調査審議に関する事務	農林水産総務課
島根県水産振興審議会	水産振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	畜産振興課
島根県みつばち転飼調査審議会	みつばちのほつ群の配置の適正を図るために必要な事項の調査審議に関する事務	しまねブランド推進室
島根県卸売市場審議会	卸売市場整備計画その他卸売市場に関する重要事項についての調査審議に関する事務	漁港漁場整備課
漁港管理会	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十七条第二項の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務	漁港漁場整備課
島根県観光審議会	観光開発及び観光事業の振興について必要な事項の調査審議に関する事務	観光振興課
島根県中小企業調停審議会	組合協約に関する重要事項、団体協約についてのおっせん又は調停に関する事項及び中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項の調査審議に関する事務	経営支援課
島根県水防協議会	水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第八条第一項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び同条第二項の規定による関係機関に対する意見の陳述に関する事務	河川課
島根県神戸川来島ダム水利管理委員会	来島ダムの築造に伴う発電用水と農業用水その他の用水との配分に関する事項の調査審議に関する事務	
島根県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項を調査審議する事務	都市計画課

2 前項に掲げる附属機関の組織及び委員その他の職員については、法令又は条例に定め

があるもののほか、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の島根県行政組織規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この規則による改正後の島根県行政組織規則の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。

3 第二十九条第二項、第五十七条第二項又は第八十五条第二項の表に掲げる局又は室のうち、次の表の上欄に掲げる局又は室は、それぞれ同表の下欄に定める日まで置かれるものとする。

局 又 は 室	存 置 期 限
隠岐支庁空港建設局	平成十八年三月三十一日
出雲農林振興センターダム建設室	平成十八年三月三十一日
出雲農林振興センター用水対策室	平成十六年三月三十一日
出雲土木建築事務所都市整備室	平成十八年三月三十一日
浜田土木建築事務所都市整備室	平成十九年三月三十一日
益田土木建築事務所ダム建設室	平成十九年三月三十一日

4 第五十八条第四項の表に掲げる科のうち、開発営農科は、平成十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(職員及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)

5 職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年島根県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改める。

(島根県総合開発審議会規則の一部改正)

6 島根県総合開発審議会規則(昭和四十七年島根県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「企画振興部」を「政策企画局」に改める。

(島根県原子力発電調査委員会規則の一部改正)

7 島根県原子力発電調査委員会規則(昭和三十九年島根県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

(島根県庁舎等管理規則の一部改正)

8 島根県庁舎等管理規則(昭和五十二年島根県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改める。

(島根県公文書管理規則の一部改正)

9 島根県公文書管理規則(平成十三年島根県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を「(平成十五年島根県規則第三十号)」に、「第十六条第一項、第二項及び第三項」を「第十六条第一項及び第二項」に改める。

(契約に関する行為を部局の長に委任する規則の一部改正)

10 契約に関する行為を部局の長に委任する規則(昭和三十一年島根県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改める。

(任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部改正)

11 任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則(昭和三十七年島根県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表非常勤職員であつて日々雇用される者の項中「本庁にあつては」の下に「政策企画監、」を加え、同表非常勤職員であつて日々雇用される者以外の者(報酬の支給を受ける者に限る。)の項中「各部にあつては」を「政策企画局にあつては政策企画局長、各部にあつては」に改める。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

12 島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改め、第十一条中「第九十三条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

(島根県人口移動調査規則の一部改正)

13 島根県人口移動調査規則(平成十二年島根県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中、「(聊蒭瀨舩画蒭瀨瀨蒭瀨蒭瀨)」を、「(聊蒭瀨舩蒭瀨舩画蒭瀨瀨蒭瀨)」に改める。

(島根県自治紛争調停規則の一部改正)

14 島根県自治紛争調停規則(昭和二十八年島根県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「総務部地方課」を「地域振興部市町村課」に改める。

(市町村財務実地検査規則の一部改正)

15 市町村財務実地検査規則(昭和三十六年島根県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総務部地方課」を「地域振興部市町村課」に改める。

(島根県会計規則の一部改正)

16 島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「(昭和五十九年島根県規則第五号) 第十六条第一項に規定する課、

同条第二項及び第三項」を、「(平成十五年島根県規則第三十号) 第十六条第一項及び第二項」に改め、第八十六条の二中「企画振興部定住企画課、企画振興部交通対策課、企

画振興部土地資源対策課及び企画振興部斐伊川神戸川対策課にあつては企画振興部企画

調整課長、」を削り、第九十二条第二項第一号中「企画振興部定住企画課、企画振興部

交通対策課、企画振興部土地資源対策課及び企画振興部斐伊川神戸川対策課にあつては

企画振興部企画調整課の庶務担当の課長補佐、」を削り、「農林水産部農村整備課の庶

務担当の課長補佐」の下に、「農林水産部畜産振興課にあつては農林水産部生産振興課

の庶務担当の課長補佐」を、「教育庁総務課の庶務担当の課長補佐」の下に、「教育庁

人権同和教育課にあつては環境生活部人権同和対策課の庶務担当の課長補佐」を加え、

別表第一の松江総務事務所の項中「高速道路事務所」を「高規格道路事務所」に改める。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正)

17 島根県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年島根県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中、「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を、「(平成十五年島根県

規則第三十号)」に改める。

(公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部改正)

18 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成六年島根県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中、「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を、「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改める。

(県有自動車管理規則の一部改正)

19 県有自動車管理規則(昭和三十八年島根県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「(昭和五十九年島根県規則第五号) 第十六条第一項に規定する課若

しくは同条第二項及び第三項」を、「(平成十五年島根県規則第三十号) 第十六条第一項

及び第二項」に改める。

(島根県工事検査規則の一部改正)

20 島根県工事検査規則(昭和三十八年島根県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「高速道路事務所」を「高規格道路事務所」に改める。

(島根県立短期大学条例施行規則の一部改正)

21 島根県立短期大学条例施行規則(平成五年島根県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中、「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を、「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改める。

(島根県立大学条例施行規則の一部改正)

22 島根県立大学条例施行規則(平成十二年島根県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中、「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を、「(平成十五年島根県

規則第三十号)」に改める。